

学習院大学史料館所蔵史料目録 第十号

安田鍬之助関係文書

安田鍊之助関係文書 目次

目録の部	1
一、安田鍊之助の私的文書（履歴史料・福田雅太郎書簡ほか）、および著作など	1
二、東久邇宮帰朝問題関係文書	6
三、上原勇作書簡	19
四、石原莞爾―満州事変関係文書	21
五、東久邇宮書簡	23
六、神兵隊事件関係史料	25
史料の部	31
安田鍊之助手記『断腸秘録』	31
解説にかえて	73

〈目録の部〉

安田鍈之助関係文書目録

凡 例

- 一、この目録は、学習院大学名誉教授安田元久氏が学習院大学史料館に寄託した安田鍊之助関係文書の目録である。
- 一、この文書群は、安田鍊之助の長男元久氏によって整理・保管されてきたものであり、また伊藤隆氏によってそれらを生かした整理・分類がおこなわれた経緯がある。本史料館では、伊藤氏の分類による文書小群と未着手分の文書小群に A・B……の記号を与え、さらに一点ごとに番号（文書番号）を付して整理した。
- 一、この目録では、六つの主題項目を立てて、文書を配列した。ただし、項目内では先の文書小群をできる限り保持し、かつ年代順に配列した。これに通し番号をつけて、目録番号とした。
- 一、一文書について、目録番号・表題・差出人（または作成者）・宛先・形態・件数・点数・文書番号の順序に情報を盛り込んだ。件数・点数は、例えば書簡が二枚にわたって筆記され、封筒にいれられていた場合、一件・三点として数え、表記した。また、原則として一文書が一件になるようにつとめた。
- 一、形態欄では、「ATTACH MILITARY」と記した用箋を「A箋」、「東久邇宮」名人りの用箋を「東箋」、「陸軍」名人り用箋を「陸箋」と省略して表記した。
- 一、目録の部「二、東久邇宮帰朝問題関係文書」の一部については、便箋に筆写した文書小群 I が残っている。これらは、対応する文書の表題の後に、「写 I-1」のように表示した。
- 一、本目録作成にあたっては、宅和玲子氏に基礎カード作成をしていただいた。表題付け、表記の統一、全体の編成は坂裕興がおこなった。

1 安田鏡之助の私的文書、および著作など

一、安田鏡之助の私的文書（履歴史料・福田雅太郎書簡ほか）、および著作など

目録 番号	年 代	表 題	差 出 人	宛 先	形 態	件 数 点 数	文 書 番 号
一	明治四三年一 二月二六日	（歩兵少尉任官文書）	内閣総理大臣正 二位大勲位功三	安田鏡之助	和紙、墨 書	一 一	T 5
二	明治四四年三 月一〇日	（正八位叙位文書）	級公爵桂太郎 宮内大臣從二位 勲一等子爵渡辺 千秋	安田鏡之助	和紙、墨 書	一 一	T 10
三	大正二年一二 月九日	（陸軍歩兵中尉任官文書）	内閣総理大臣正 二位勲一等功一 級伯爵山本權兵 衛	陸軍歩兵少尉正 八位安田鏡之助	和紙、墨 書	一 一	T 6
四	大正三年二月 一〇日	（從七位叙位文書）	宮内大臣從二位 勲一等伯爵渡辺 千秋	正八位安田鏡之 助	和紙、墨 書	一 一	T 11
五	大正四年一一 月七日	（勲六等單光旭日章叙勲文書）	賞勲局總裁從二 位勲三等伯爵正 親實正	陸軍歩兵中尉從 七位安田鏡之助	和紙、墨 書	一 一	T 17
六	大正八年三月 二〇日	（正七位叙位文書）	宮内大臣從二位 勲一等子爵波多 野敬直	從七位勲六等安 田鏡之助	和紙、墨 書	一 一	T 12
七	大正九年四月	（陸軍歩兵大尉任官文書）	内閣総理大臣正	陸軍歩兵中尉正	和紙、墨	一 一	T 7

九日

八 大正九年一一 (勲五等雙光旭日章叙勲文書)
月一日

九 大正一三年五 (從六位叙位文書)
月一五日

一〇 大正一四年八 (陸軍歩兵少佐任官文書)
月七日

二 昭和四年七月 (正六位叙位文書)
一日

三 昭和四年八月 (陸軍歩兵中佐任官文書)
一日

三 昭和五年八月 (從五位叙位文書)
三〇日

四 昭和五年八月 (特旨による位一級昇進文書)
三〇日

三位勲一等原敬 七位勲六等安田 書

鍔之助

章勲局總裁正四 陸軍歩兵大尉正 和紙、墨 一 T 18
位勲二等伯爵兒 七位勲六等安田 書

玉英雄

鍔之助

宮内大臣從二位 正七位勲五等安 和紙、墨 一 T 13
勲一等子爵牧野 田鍔之助 書

伸顯

内閣總理大臣從 陸軍歩兵大尉從 和紙、墨 一 T 8
二位勲一等子爵 六位勲五等安田 書

加藤高明

鍔之助

宮内大臣從二位 從六位勲四等安 和紙、墨 一 T 14
勲一等一木喜徳 田鍔之助 書

郎

内閣總理大臣正 陸軍歩兵少佐正 和紙、墨 一 T 9
三位勲一等濱口 六位勲四等安田 書

雄幸

鍔之助

宮内大臣正二位 正六位勲四等安 和紙、墨 一 T 15
勲一等一木喜徳 田鍔之助 書

郎

宮内省 陸軍歩兵中佐正 和紙、墨 一 T 16
六位勲四等安田 書

鍔之助

- ての書簡)
- 二〇 二月二二日
 (挙国一致で国家の基礎を固める憂国の志士を誘ふ、帝国に光輝を發揚することを切望する書簡の複製)
 山県有朋
 清浦圭吾
 シク書 一 一
 和紙巻紙、 一 一
 墨書 E 2
- 二一 昭和一〇年一
 一月一四日
 安田鏡之助手記(神皇命之道)第一
 安田鏡之助謹編
 東京刑事地方裁判所検事佐野茂樹
 シク書 一 一
 冊子、イ 一 一
 ンク書 G 27
- 二二 昭和一二年七
 月二日
 安田鏡之助手記(神皇命之道)第二
 (安田鏡之助)
 東京刑事地方裁判所検事佐野茂樹
 冊子、贍 一 一
 写版 一 一
 T 1
 2 1
- 二三 昭和一二年五
 月二七日
 安田鏡之助手記(神皇命之道)第三
 (安田鏡之助)
 東京刑事地方裁判所検事佐野茂樹
 冊子、贍 一 一
 写版 一 一
 T 1
 3 1
- 二四 神皇命之道 上卷
 (安田鏡之助)
 冊子、カ 一 一
 一ボン写 一 一
 T 1
 2 2
- 二五 神皇命之道 中卷
 (安田鏡之助)
 冊子、カ 一 一
 一ボン写 一 一
 T 1
 2 2
- 二六 神皇命之道 下卷
 (安田鏡之助)
 冊子、カ 一 一
 一ボン写 一 一
 T 1
 3 2
- 二七 昭和一二年五
 月
 神皇命之道
 安田鏡之助
 冊子、活 一 一
 版 G 7

5 安田鏡之助の私的文書、および著作など

三	毛	美			
		昭和一五年			
		神皇命之道抜			
		安田鏡之助「神、日本の生命」抜刷り (安田鏡之助写真アルバム)			
		安田鏡之助			
		安田鏡之助			
		写真帳	冊子、活		
		一	版	一	
		一		一	
		S 1		G 8	
				37	

二、東久邇宮帰朝問題関係文書

目録 番号	年 代	表 題	差 出 人	宛 先	形 態	件 数	点 数	文 書 番 号
三〇	大正一二年一 二月二六日	(殿下の意向を別封で伺ったが、現在はどうか 通報を得たい旨の電報写し)(写I-23)	小松	安田武官	メモ用紙、 インク書	一	一	B 50
三〇	大正一四年五 月二〇日	(殿下に関する世評の誤解を一掃することが緊 要である旨の書簡)	安田鏡之助	和田閣下	便箋、イ ンク書	一	五	B 88
三〇	大正一四年一 一月二十日	(東久邇宮帰朝一件に関する新聞切抜き)(写I -1・2)	き	新聞切抜	三	三	B 81	
三〇	同 一五年八月 月一日	(三〇日の手紙の訂正案)	松平慶民	安田	便箋、イ ンク書	一	二	B 76
三〇	大正一五年一 月一四日	(当局が誤解していないことを公式に殿下に申 し上げないのは手落ちである旨の書簡)	松平慶民	安田	便箋、イ ンク書	一	二	B 77
三〇	(大正一五年) 一月二四日	(閑院宮・大山一行と貴兄との前で殿下に忠告 する件についての書簡)	松平慶民	安田	便箋、イ ンク書	一	一	B 78
三〇	(大正一五年) 四月九日	(殿下が帰朝しないことを妃殿下が心配してお り、問題は妃殿下の掌中とも考えられる旨の書 簡)	松平慶民	安田	便箋、イ ンク書	一	一	B 79
三〇	大正一五年六 月一九日	(大山公爵が石井大使に渡した電報を受取って もらいたい旨の暗号電報)	関谷次官	安田御付武官	電報	一	一	B 54
三〇	大正一五年六 月二〇日	(尊慮を煩わせたことを広恕を仰ぐ旨、殿下に 言上を乞う暗号電報)(写I-4)	牧野内大臣	安田御附武官	電報	一	一	B 157

四	大正一五年六 月二五日	(大山・町尻より御意見を承り、恐縮に堪えないと言上された旨の暗号電報〔写I—5〕)	宇垣陸軍大臣	安田御附武官	電報	一	B	257
四	大正一五年七 月九日	(宮内大臣の親展書を殿下に差し上げるよう願う添書〔写I—9〕)	総裁	仙石(貢)宗秩寮 安田武官	宮内省用 箋、イン	一	B	61
三	大正一五年 七月二六日	(牧野内大臣よりの書翰を殿下に差し上げてもraithたい旨、また他の書簡も殿下に差し上げた月日を一報いただきたい旨の書簡〔写I—10〕)	総裁	仙石(貢)宗秩寮 安田武官	宮内省用 箋、イン	一	B	62
三	大正一五年 八月九日	(円満解決のため各方面に促進運動を試みた旨の書簡〔写I—11〕)	町尻量基	安田	便箋、イ ク書	一	B	63
三	大正一五年 〇月五日	(池田ぞく結婚差支なきも累を他に及ぼす懸念なしとせず、配慮を乞う旨の暗号電報)	金井事務官	安田少佐	電報用紙	一	B	94
三	大正一五年 二月三日	(貴官の発意で殿下の決心を動かすよう努力ありたい旨の電報写し〔写I—20〕)	陸軍次官	安田少佐	用紙、イ ク書	一	B	47
三	大正一五年 二月一三日	(帰朝に関して殿下が聞き入れない旨、ならびに秩父宮との対談が実現不可能であるかも知れない旨の電報案文〔写I—29〕)	安田少佐	町尻(量基)	A箋、イ ク書	一	B	38
三	大正一五年 二月一三日	(二日に帰朝するので、その前にロンドンで御目にかかりたい旨の電報訳文)〔写I—24〕	(秩父宮) 雍仁	殿下(東久邇宮)	東箋、イ ク書	一	B	39
三	大正一五年 二月一三日	(二日に帰朝するので、その前にロンドンで御目にかかりたい旨の電報)	松平雍仁(秩父宮)	安田	電報	一	B	40
三	大正一五年 二月一三日	(皇室・国家のため速やかに帰朝を願う電報写し)〔I—25〕	聡子	(東久邇宮)	東箋、イ ク書	一	B	43

- 六 (大正一五年) (殿下の決意を承りたいので、電報をもらいた
 二月)一三 い旨の電報写し) 畑次官 (安田)少佐
 便箋、イ 一 一 B 44
 シク書
- 日
 七 大正一五年一 (殿下の決意を承りたいので、電報をもらいた
 二月)二三 い旨の電報) (写I—26) 畑次官 安田少佐
 電報 一 一 B 45
 陸次官(陸軍次官)
- 八 (大正一五年) (貴宮および家族一同の将来を思い、至急帰朝
 二月)一四 することを勧める電報写し) (写I—32) 香宮 鳩彦王殿下(朝
 東箋、イ 一 一 B 30
 シク書
- 九 (大正一五年) (累を皇室に及ぼすので、何等顧慮せず直ちに
 二月)一四 帰朝の途に着くべき旨の電報写し) (写I—28) 邦彦王 (東久邇宮)
 東箋、イ 一 一 B 34
 シク書
- 十 (大正一五年) (昨夜来殊に憂慮に堪えない容体と伺っている
 二月)一四 ので、速やかに帰朝の途につかれるよう願う電
 報写し) (写I—30) 宮内大臣 (東久邇宮)
 東箋、イ 一 一 B 35
 シク書
- 十一 (大正一五年) (久邇宮の親電により重大な結果を来するかも
 二月)一四 しれない旨の電報写し) (写I—31) 安田 松平(慶民)
 便箋、イ 一 一 B 36
 シク書
- 日
 十二 (大正一五年) (速やかに帰朝願いたく重ねて申し上げる旨の
 二月)一六 電報写し) (写I—34) 宮内大臣 (東久邇宮)
 東箋、イ 一 一 B 32
 シク書
- 十三 (大正一五年) (帰朝しない旨の電報および久邇宮への返電を
 二月)一六 取り止める旨の案文) 宮内大臣
 A箋、イ 一 一 B 33
 シク書

- ㊦ (大正一五年) (安田武官を使いとして返事をするので、お尋ねがあれば書面にして申し出願したい旨の電報
 二月一七日 案文〔写I—36〕 (東久邇宮) 秩父宮
 ㊧ (大正一五年) (皇后陛下・摂政宮殿下をはじめ各殿下にお見舞を申し上げてもらいたい旨の電報案文) (東久邇宮) 宮内大臣
 ㊨ (大正一五年) (速やかに帰朝くださることをお待ち申し上げ、また真意をもってお仕えする覚悟である旨の電報写し)〔写I—37〕 関谷(貞三郎)・仙石(貢) (東久邇宮) 東菱、イ 一 一 B 27
 ㊩ (大正一五年) (いまだ帰朝しない理由を話してもらいたい旨の電報写し)〔写I—38〕 (秩父宮) 雍仁 (東久邇宮) 東菱、イ 一 一 B 28
 ㊪ (大正一五年) (いまだ帰朝しない理由を話してもらいたい旨の電報) (秩父宮) 雅仁 当 東伯 電報 一 一 B 29
 ㊫ (大正一五年) (これまでの態度に変化があったので、閑院宮より親電をいただきたい旨の電報案文)〔写I—40〕 安田少佐 宮内大臣 用紙、イ 一 二 B 25
 ㊬ (大正一五年) (なお暫くの忍耐を願う旨の電報案文)〔写I—41〕 御名(東久邇宮) 東菱、イ 一 一 B 19
 ㊭ (大正一五年) (帰朝問題につき詳しく伺いたいので、シェルプールにてお会いしたい旨の電報写し)〔写I—42〕 (秩父宮) 雍仁 (東久邇宮) 殿下 東菱、イ 一 一 B 20
 ㊮ (大正一五年) (シェルプールの面会の際、時間短小のため貴安田 池田 東菱、イ 一 一 B 21

- 二月二日 官がお供する必要がある旨の電報案文〔写I—43〕
- ㊦ (大正一五年) (一刻も速やかに帰朝されたい旨の電報写し) 載仁親王(閑院)殿下 東箋、イ 一 一 B 22
 二月二日 (写I—44) 宮
- ㊧ (大正一五年) (一刻も速やかに帰朝の知らせをもらいたい旨 聡子 (東久邇宮)殿下 東箋、イ 一 一 B 23
 二月二日 の電報写し)〔写I—45〕 妃殿下(聡子) シルク書
- ㊨ (大正一五年) (秩父宮殿下に会って自分の考えを述べ、かつ 御身等の将来の事を依頼した旨の電報案文)〔写I—46〕 東箋、イ 一 一 B 17
 二月二四日 (陛下重態につき、直ちに帰朝されたい旨の電報写し)〔写I—47〕 宮内大臣 東箋、イ 一 一 B 18
 二月 (出発の時期がせまっているので、東伯へ当地までお出かけ願いたいと打電した旨の電報) 松平(慶民) 安田 シルク書 一 一 B 41
- ㊩ (大正一五年) (出発の時期が迫っているので、当地まで出かけてもらいたい旨の電報) 松平(慶民) 東久邇宮 電報 一 一 B 42
 二月 (速やかに自発の詔を待つ旨の電報写し)〔写I—18〕 町尻 (安田少佐) 便箋、イ 一 一 B 52
- ㊪ (大正一五年) (速やかに自発の詔を待つ旨の暗号電報) 町尻 安田少佐 シルク書 一 一 B 53
- ㊫ (大正一五年) (一刻も速やかに決意し、帰朝することを勧告する電報写し)〔写I—33〕 守正王殿下(梨本宮) 東箋、イ 一 一 B 31
 (皇后陛下・摂政宮殿下へお見舞の言葉の言上 御名(東久邇宮) シルク書 一 一 B 37
 を乞う電報案文)〔写I—22〕
- ㊬ (昭和元年) (帰朝問題について殿下が自棄の様子であること) 安田少佐 陸軍次官 A箋、イ 一 一 B 15

11 安田鏡之助の私的文書、および著作など

二月二五日	となどについての電報案文) (写I—48)							
七 (昭和元年) 一 二月二五日	(東久邇宮臣籍降下問題に関し、秩父宮よりの電報に前文を付して宮内大臣に転電した旨の書簡) (写I—49)	松平慶民	安田	シク書	一	二	B	16
八 (昭和元年) 二 月二七日	(尽力を厚く感謝する旨の電報) (写I—59)	金井事務官	安田少佐	電報	一	一	B	5
九 (昭和元年) 二 月二七日	(大葬儀が二月一〇日前後の見込みなので、二月五日までに帰着するよう配慮を乞う電報)	一木(喜徳郎)	安田御付武官	電報	一	一	B	8
十 (昭和元年) 一 二月二七日	(大葬儀は二月一〇日前後の見込みなので五日迄に帰着されたい旨の電報写し) (写I—51)	一木喜徳郎	安田武官	東箋、イ シク書	一	一	B	9
十一 (昭和元年) 二 月二七日	(貴官の至誠と努力に感謝するとともに、殿下にお礼の言上を乞う旨の電報)	関谷(貞三郎)・ 仙石(貞)	安田御付武官	電報	一	一	B	10
十二 (昭和元年) 一 二月二七日	(帰朝の報に接し感謝するとともに、一日も早く帰朝することを子供等と待っている旨の電報写し) (写I—52)	聡子	殿下	シク書	一	一	B	11
十三 (昭和元年) 一 二月二七日	(帰朝を決心したものの、皇族および軍職辞退の意志を開示したので、返電を乞う旨の電報案文) (写I—53)	安田少佐	宮内大臣	洋紙、イ シク書	一	二	B	14
十四 (昭和元年) 一 二月二九日	(臣籍降下の件は関係者の了解を得たので、希望を達することを確答する旨の電報写し) (写I—54)	宮内大臣	安田武官	東箋、イ シク書	一	一	B	12
十五 (昭和元年) 一 二月二九日	(帰朝旅費は日仏銀行で逆為替にて取り計らわれない旨の電報写し) (写I—55)	金井事務官		東箋、イ シク書	一	一	B	13

- 六 昭和元年一二月三一日 (東久邇宮旅行のため、一月一七日当地発マツキンレー号に座室を用意した旨の電報写し) 川村領事 石井大使 仏大使館 一 一 B 2
 箋、インク書
- 七 昭和二年一月二五日 (申越しの電報を在英大使館付武官を経て、陸軍暗号にて打電した旨の書簡)(写I-60) 松平慶民 安田 用箋、イ 一 一 B 6
 シルク書
- 八 一月一日 (気分も緩和し、何の心配もない旨の電報案文) 安田少佐 宮内大臣 便箋、イ 一 一 B 4
 シルク書
- 九 一月一〇日 (三月下旬に帰国するので、用事を申しつけてもらいたい旨の書簡) 貞信 安田少佐 便箋、イ 一 二 B 89
 シルク書
- 一〇 四月一二日 (特派派遣前に事情陳述のため、小官を帰朝せしめられた旨の書簡) 安田 閣下・宮内大臣 便箋、イ 一 一 B 84
 シルク書
- 一一 四月二五日 (摂政宮殿下、皇后陛下と直接に意志疎通させることを望む旨などについての書簡) 蒲 安田・池田 便箋、イ 一 一 B 90
 シルク書
- 一二 五月一三日 (帰朝前にパリに立ち寄る旨の書簡) 松平慶民 安田 便箋、イ 一 一 B 80
 シルク書
- 一三 六月三日 (新聞記載、および円満解決などについての書簡)(写I-7) 町尻 安田鍬之助 洋紙、イ 一 二 B 59
 シルク書
- 一四 六月一九日 (新聞に憶測の記事が掲載されるが、書面で言上するので、御賢察願うことを言上されたい旨の電報写し)(写I-3) 宮内大臣 安田少佐 用紙、イ 一 一 B 56
 シルク書
- 一五 六月二三日 (貴官への半期の下賜金、および殿下に関する新聞記載取締りについての書簡)(写I-6) 金井事務官 安田少佐・池田 便箋、イ 一 二 B 58
 シルク書
- 一六 六月二六日 (久邇宮より円満解決のため尽力を依頼する旨) 町尻(量基) 安田鍬之助 和紙、墨 一 一 B 60

13 安田鏡之助の私的文書、および著作など

二七	七月二日	(東久邇宮・秩父宮会談についての報告の書簡)(写I-8)	安田鏡之助	和田(亀治閣下	便箋、イ	一	五	B 82
二八	九月六日	(殿下下問の時は大兄より釈明されたい旨の書簡)	和田亀治	安田	便箋、イ	一	四	B 92
二九	九月一八日	(聖上の発作についての書簡)(写I-12)	金井事務官	安田武官	便箋、イ	一	一	B 64
三〇	九月一八日	(内地では殿下に対する誤解が氷解しており、滞欧が長びくと逆に帝国の威信・歴史に影響を及ぼすとして帰朝を願う書簡)	和田亀治	安田	便箋、イ	一	五	B 93
三一	一〇月一日	(殿下の主意に添うよう当局も対策を考究中である旨の書簡)(写I-13)	金井四郎(事務官)	安田少佐	便箋、イ	一	二	B 66
三二	一〇月一九日	(宮内大臣よりの親展書を殿下へ渡してもらいたい旨の書簡)(写I-14)	仙石(眞宗秩寮 総裁)	安田武官	宮内省用 箋、イン ク書	一	一	B 65
三三	一一月九日	(できる限りの積極行動で円満解決を促進するよう努力する旨の書簡)(写I-15)	町尻量基	安田	便箋、イ	一	二	B 67
三四	一一月二〇日	(東久邇宮よりの返事について心配している旨の書簡)(写I-16)	松平慶民	安田	便箋、イ	一	一	B 68
三五	一一月二四日	(渡英し、秩父宮に拝謁する件についての書簡)(写I-19)	松平慶民	安田	便箋、イ	一	一	B 55
三六	一一月二七日	(安田帰朝に関する仙石宗秩寮総裁よりの電報を供覧する書簡)	松平慶民	安田	便箋、イ ソク書	一	一	B 73

- 二七 二月八日 (帰朝について殿下の意見を聴いてもらいたい旨の電報写し)〔写I—21〕 安田 松平事務官
A箋、イ
ンク書 一 一 B 48
- 二八 二月二十六日 (二六日に別電の如く決心したが、経路・日取り等については当方に委せてもらいたい旨の書簡)〔写I—50〕 安田 宮内大臣
便箋、イ
ンク書 一 一 B 7
- 二九 二月二十七日 (大山公爵・町尻少佐の渡仏を知らせる仙石よりの電報についての書簡) 松平慶民 安田
便箋、イ
ンク書 一 一 B 74
- 三〇 二五日 (東久邇宮帰朝問題に関する電報案を供覧する書簡) 松平慶民 安田御附武官
便箋、イ
ンク書 一 二 B 172
- 三一 (安田御付武官宛の暗号電報) 安田御付武官 安田御付武官
電報 一 一 B 1
- 三二 電報案(旅程通知案、および旅費などの件について)〔写I—56〕 安田武官 宮内大臣・金井事務官
便箋、イ
ンク書 一 一 B 3
- 三三 (一九日に帰朝の報に接したので一同お待ち申しあげている旨の電報訳文)〔写I—57〕 金井事務官 町尻少佐
東箋、イ
ンク書 一 一 B 2 3
- 三四 (殿下の態度の真因は皇族相互間の経緯と渡欧後の当局の仕向けによると解され、今後は前者の解決に努力を要する旨の電報案文)〔写I—17〕 安田鍔之助 町尻少佐
便箋、鉛
筆書 一 一 B 49
- 三五 (殿下の態度の真因は皇族相互間の経緯と渡欧後の当局の仕向けによると解され、今後は前者の解決に努力を要する旨の電報案文)〔写I—17〕 安田鍔之助 町尻少佐
便箋、イ
ンク書 一 一 B 51
- 三六 (滞欧延期勅許を言上しなかったのは金井の手違いであり、恐懼に堪えない旨の暗号電報、お
- 金井事務官 安田御附武官 紙
電報、洋 二 二 B 69

二七	よび訳文 （東伯近況説明のため、安田武官に帰朝を命じてもらう一木宮内大臣宛の電案を、訂正の上返電してもらいたい旨の書簡）	松平慶民	安田御附武官	便箋、イ シク書	一	二	B	70
二八	安田少佐案（松平案○・△・□箇所の訂正メモ）	（安田鏡之助）		便箋、イ シク書	一	二	B	71
二九	（仙石宗秩寮総裁よりの電報への返電案を訂正してもらいたい旨の書簡）	（松平慶民）	（安田鏡之助）	便箋、イ シク書	一	一	B	272
三〇	（自分の滞欧の理由、御上の処置を待つ旨などについての簡条書）	（東久邇宮）		カーボン 紙写し	一	二	B	175
三一	解決法（東久邇宮滞欧について）	（安田鏡之助）		洋紙、イ シク書	一	一	B	275
三二	陸軍関係ノコト（殿下の陸軍に対する反感の因を調べる必要があることなどについての簡条書）	（安田鏡之助）		洋紙、イ シク書	一	一	B	375
三三	（特派派遣前の準備に関する書簡）			便箋、イ シク書	一	一	B	83
三四	（貴電三七一号の安田少佐帰朝報告については、其の概要を決定前に内聞に達することを万全の策と考える旨などの書簡）			カーボン 紙写し	一	一	B	85
三五	（陸軍省に□□閣下より打電シ貰フタメノ文案）			A箋、鉛 筆書	一	二	B	86
三六	（帰朝問題解決のため小官が帰朝し、事情を説			A箋、イ	一	三	B	87

- 明する旨の具申案)
- 別紙(滞欧問題については皇族の連中にて全責(安田)任をもって解決するのが妥当である旨など)
- 三六 大正一五年一〇月〇日昭和元年一月一日
 『東京日々新聞』大正一四年一月二〇日第一七六七四号写し)
 (御付武官前任蒲氏よりの奉仕上の注意に関する書簡)
 安田少佐ほか
 東久邇宮ほか
 シク書
 便箋、イン
 ク書
 冊子、謄
 写版
 一
 一
 G
 43
- 三九 大正一四年一月二〇日
 『東京日々新聞』大正一四年一月二〇日第一七六七四号写し)
 (御付武官前任蒲氏よりの奉仕上の注意に関する書簡)
 蒲大佐
 安田鏡之助・池田
 安田大兄
 シク書
 便箋、イ
 一
 一
 H
 1
- 四〇 大正一五年一月一日
 (仙石総裁よりの電報についての書簡)
 松平慶民
 安田大兄
 シク書
 便箋、イ
 一
 二
 H
 17
- 四一 大正一五年一月四日
 (当局が誤解していないことを公式に殿下に申し上げないのは手落ちである旨の書簡写し)
 松平慶民
 安田大兄
 シク書
 便箋、イ
 一
 一
 H
 18
- 四二 大正一五年一月二四日
 (閑院宮・大山一行と貴兄との前で殿下に忠告する件についての書簡写し)
 松平慶民
 安田大兄
 シク書
 便箋、イ
 一
 一
 H
 19
- 四三 大正一五年四月九日
 (殿下が帰朝しないことを妃殿下が心配しており、問題解決は妃殿下の掌中とも考えられる旨の書簡写し)
 松平慶民
 安田大兄
 シク書
 便箋、イ
 一
 二
 H
 20
- 四四 大正一五年四月二二日
 (帰朝問題に関しては身分保証と事前の報告が緊要であるとする書簡)
 安田鏡之助
 閣下・宮内大臣
 シク書
 便箋、イ
 一
 一
 H
 14
- 四五 大正一五年五月二二日
 (帰朝前にバりに立ち寄る件についての書簡写し)
 松平慶民
 安田大兄
 シク書
 便箋、イ
 一
 一
 H
 21

一〇	九月六日	(殿下下問の際に釈明をお願いする書簡)	和田亀治	安田鏡之助	便箋、イ シク書	一 四	H 3
一〇	九月一八日	(滞欧問題で現状を続けると、殿下に不都合であるとする書簡)	和田亀治	安田鏡之助	便箋、イ シク書	一 六	H 4
一〇	十一月二七日	(仙石総裁よりの電報についての書簡)	松平慶民	安田大兄	便箋、イ シク書	一 二	H 12
一〇	二五日	(先日の手紙を落掌し原案に異存なきものと考え、へて発送したが、さらに立案したものを供覧する書簡)	松平慶民	安田御付武官	便箋、イ シク書	一 一	H 11
一五		別紙(東久邇宮滞欧問題についての見解)					
一五		(安田に帰朝命令を出してもらうための一木宮内大臣宛書簡を訂正してもらいたい旨の書簡)	松平慶民	安田御付武官	便箋、イ シク書	一 三	H 5
一五		(安田少佐帰朝報告案の概要を、予め報告しておくことが必要であるとす書簡)	大平		便箋、イ シク書	一 二	H 6
一五		(東久邇宮帰朝問題解決のため、安田に帰朝報告させることに同意である旨の書簡)	佐藤		便箋、イ シク書	一 二	H 7
一五		(仙石よりの電報を御覧に入れ、返電案の訂正を願う書簡)	(松平慶民)		便箋、イ シク書	一 一	H 9
一五		(帰朝問題解決のため小官が帰朝し事情を説明する旨の具申文案)			便箋、イ シク書	一 二	H 10
一五		(安田帰朝報告の段取りについての書簡)	(松平慶民)	(仙石真)	便箋、イ シク書	一 二	H 13

- 二五 (大山公爵・町尻少佐のパリ出發決定を知らせる仙石よりの電報を供覧する書簡) 松平慶民 安田大兄
 (東久邇宮の心情、および帰朝問題解決法など(安田鍈之助)についで) シク書 一 五 H 16
- 二六 (大正二五年 二月)一六 (帰朝しない旨の電報は、石井大使拜謁の結果、見合わせることにした旨の電報文) 安田 宮内大臣 便箋、イ 一 一 I 35
 日 シク書
- 二六 (大正二五年 二月)一八 (皇后陛下・摂政宮殿下をはじめ各殿下にお見舞申し上げること言上してもらいたい旨の電報案文) 御名 宮内大臣 シク書 一 一 I 39

三、上原勇作書簡

目録 番号	年 代	表 題	差 出 人	宛 先	形 態	件数点数	文書 番号
一三	昭和二年六月 六日	(二四日上京し松子爵と会見したので、先方の都合を伺い電報をもらいたい旨の書簡)	上原勇作	安田鏡之助	和紙巻紙、 墨書	一 一	F 12
一四	昭和四年六月 三日	(着阪を待ち受け、先方と面会したことを伝える書簡)	復如庵主人(上 原勇作)	安田鏡之助	和紙巻紙、 墨書	一 一	F 5
一五	昭和四年七月 二八日	(去る一〇日の愚案の始末について知らせてもらいたい旨の書簡)	復如庵主(上原 勇作)	安田鏡之助	和紙巻紙、 墨書	一 一	F 7
一六	昭和四年八月 九日	(昇進を祝う書簡)	復如庵主人(上 原勇作)	安田鏡之助	和紙巻紙、 墨書	一 一	F 9
一七	昭和四年九月 一六日	(手紙でのくい違いについて申し上げたく、一日もしくは二〇日に御光来いただきたい旨の書簡)	復如庵主(上原 勇作)	安田鏡之助	和紙巻紙、 墨書	一 一	F 11
一八	昭和四年一二 月一三日	(今度の地位をよろこび、またさらに細心の心遣いを願う書簡)	復如庵主(上原 勇作)	安田鏡之助	和紙巻紙、 墨書	一 一	F 10
一九	昭和五年七月 二八日	(殿下へ拝謁したが善後の事を取り成してもらいたい旨の書簡、および下書き断簡)	上原勇作	安田鏡之助	和紙巻紙、 墨書	二 二	F 4
二〇	昭和五年八 月八日	(沙汰の趣を伝達下され、感謝する書簡)	復如庵主人(上 原勇作)	安田鏡之助	和紙巻紙、 墨書	一 一	F 3
二一	昭和五年一〇 月一二日	(八日の芳筈同慶の至りである旨の葉書)	復如庵主人(上 原勇作)	安田鏡之助	絵葉書、墨 書	一 一	F 2
二二	昭和五年一〇 月一二日	(八日の芳筈同慶の至りである旨の葉書)	上原(勇作)	安田(鏡之助)	和紙巻紙、 墨書	一 一	F 13

- 一七 六月一日
 (本日面談して経過を突き止めたので、面会して愚存を耳に入れたい旨の書簡)
 勇作
 復如庵人(上原 安田鍔之助
 墨書 一 F 8
 和紙巻紙、
 一 一
- 一七 八月二〇日
 (手紙の内容に同感であり、心中推察の通りである旨の葉書)
 原勇作
 復如庵主人(上 安田鍔之助
 墨書 一 F 1
 和紙巻紙、
 一 一
- 一七 八月二六日
 (三〇人が期待したように「御自発」に帰着するはずである旨の書簡)
 作
 復如庵(上原勇 安田鍔之助
 墨書 一 F 14
 和紙巻紙、
 一 一
- 一七 一〇月九日
 (奉天にて内田総裁と本庄閣下が会見して意志の疎通があったこと、および総裁が間もなく東京入りすることについての書簡)
 原勇作
 復如庵主人(上 安田鍔之助
 墨書 一 F 6
 和紙巻紙、
 一 一

四、石原莞爾―滿州事変関係文書

目録 番号	年 代	表 題	差 出 人	宛 先	形 態	件 数	点 数	文 書 番 号
一七	昭和六年一月 二日	〔滿蒙問題の根本的解決をなす力は殿下以外に なく、参謀本部第一部長に就くことが急務であ るとし、安田の来滿を切望する書簡〕	石原莞爾	安田鏡之助	便箋、イ シク書	一	三	C 5
一七	昭和六年四月 二〇日	〔戦争準備を組織的にすすめるため殿下が参謀 本部第一部長となる必要であるので尽力 を願う書簡〕	石原莞爾	安田	便箋、イ シク書	一	二	C 4
一六	昭和六年一 月三一日	〔領土的〕解決を必要と信するが「滿蒙独立国 家」まで退却し、機会を求めて本来の目的の達 成を期す旨、および滿蒙統治方案の石原私案〕	石原莞爾	安田鏡之助	便箋、イ シク書	一	六	C 1
一五	昭和一五年七 月二六日	〔証人出廷は何時でも差支えないができれば秋 涼のころにしてみらいたい旨の書簡〕	徳富猪一郎	安田鏡之助	便箋、墨 書	一	一	C 2
一〇	六月一九日	〔二〇日夜にお出いたたく約束だったが、後日 に延ばしてもらいたい旨の書簡〕	大迫尚道	安田鏡之助	便箋、墨 書	一	一	C 3
一〇	昭和六年九月 二二日	〔間島各地の状況、および出兵を嘆願する要望 書〕	間諜内朝鮮連合 民会	参謀総長	和紙、謄 写版	一	一	C 3
一三		〔奉天加来氏よりの電報を届ける書簡〕	飯田延太郎	安田中佐	便箋、イ シク書	一	一	C 1
一三		〔書道会の配慮に感謝する名刺添え書き〕	入江為守	安田少佐	名刺、封 書入り	一	一	C 2
一四	〔昭和六年〕九 月二四日夜会合の滿蒙問題に関する懇 談	私案	〔安田〕		原稿用紙、 一	二	一	D 1

月二四日 談の結果として)

一五 昭和六年一〇 内田満鉄総裁に対する本庄関東軍司令官よりの 関東軍司令部

六日 懇談事項要旨

一六 昭和六年一二 (政党本位から満鉄正副総裁を更迭したならば 加来美知雄 安田鏡之助
月一六日 重大な結果を招来するので、周囲の更迭に止めるよう清浦閣下へ進言してもらいたい旨の電報)

一七 (昭和六年) (満州出先機関の態勢、および対策についての
私案)

インク書

和紙、謄 一 九 D 4

写版

電報 一 三 D 2

陸箋、カ 一 二 D 3

1 ボン紙

写し

五、東久邇宮書簡

目録 番号	年 代	表 題	差 出 人	宛 先	形 態	件 数	点 数	文 書 番号
一八八		(四月七日に松村・佐藤男爵と会食したので、日程調整の上、五日まで返事をしてもらいたい旨の親書)	(東久邇宮)	(安田鏡之助)	陸箋、イ シク書	一	二	A 1
一八九		(明治天皇祭参列のため二八日に帰京し、その後清浦大尉・橋本・山地・牧田等を夕食に招きたい旨の親書)	(東久邇宮)	(安田鏡之助)	陸箋、イ シク書	一	二	A 2
一九〇		(佐藤博士と安田を夕食に招待したので、場所・日時を決定してもらいたい旨の親書)	(東久邇宮)	(安田鏡之助)	陸箋、イ シク書	一	二	A 3
一九一		(佐藤男爵・岩崎・松村・安田を「灘万」に招きたいので日程調整してもらいたい旨の親書)	(東久邇宮)	(安田鏡之助)	陸箋、イ シク書	一	二	A 4
一九二		(大隈公爵の都合がつくならば、招待の日取りを変更してもらいたい旨の親書)	(東久邇宮)	(安田鏡之助)	陸箋、イ シク書	一	二	A 5
一九三		(外務省連中との会食にあたって自分の予定を金子に連絡してもらいたい旨の親書)	(東久邇宮)	(安田鏡之助)	東箋、イ シク書	一	二	A 6
一九四		(夕食会を六・七・八日の一々に決めてもらいたい旨の親書)	(東久邇宮)	(安田鏡之助)	陸箋、イ シク書	一	一	A 7
一九五		(参謀本部附を断わり、満州独立守備隊司令官を希望する旨の手紙を書き、高瀬より直接陸軍大臣に送らるる旨の親書)	(東久邇宮)	(安田鏡之助)	陸箋、イ シク書	一	二	A 8
一九六		(川島中将より参謀本部附になるように言われ	(東久邇宮)	(安田鏡之助)	陸箋、イ	一	二	A 9

- たが、事情を聞いた上で考えたいので、上京するまで見合わせてもらいたい旨の親書)
- 一七 (満蒙に関する愚見に対して清浦老人の意見はどうであったか、などについて尋ねる親書) (東久邇宮) (安田鍬之助) 陸箋、イ 一 三 A 10
 シク書
- 一八 (日本のため永遠の良策は満蒙を日本の領有とすることであり、満蒙保証占領の空気を作る必要であるとする親書) (東久邇宮) (安田鍬之助) 陸箋、イ 一 八 A 11
 シク書
- 一九 (満州の兵力を増加して東西省・蒙古を占領すべきであり、それが日本の安全と東洋の平和の基礎であるとする親書) (東久邇宮) (安田鍬之助) 陸箋、イ 一 四 A 12
 シク書
- 二〇 (都合がつくならば二四・五日頃来名してもらいたい旨の親書) (東久邇宮) (安田鍬之助) 陸箋、イ 一 一 A 13
 シク書
- 二一 (満蒙問題意見書を清浦老人に届けてもらいたい旨の親書) (東久邇宮) (安田鍬之助) 東箋、イ 一 一 A 14
 シク書
- 二二 (オリンピック馬術の送別会出席のため、夕食会の日程を変更してもらいたい旨の親書) (東久邇宮) (安田鍬之助) 陸箋、イ 一 一 A 15
 シク書

六、神兵隊事件関係史料

目録 番号	年 代	表 題	差 出 人	宛 先	形 態	件 数	点 数	文 書 番 号
三〇三	昭和六年一月 一四日	後昆の為に(講演趣旨、および第一回講演録)			洋紙、イ ソク書	一	九	G 40
三〇四	昭和六年三月 一日	後昆の為に(第二回講演録)			洋紙、イ ソク書	一	六	G 41
三〇五	昭和六年三月 六日	後昆の為に(第三回講演録)			洋紙、イ ソク書	一	八	G 42
三〇六	昭和八年九月 二六日(同年 一〇月三〇日)	(神兵隊事件に関する新聞記事切抜きを張り付けた雑誌)			雑誌、新聞 切抜き	一	一	G 11
三〇七	昭和八年	SINPEITAI JIKEN KIRINUKI(新聞記事切抜きを張り付けたノート)			ノート、 新聞切抜き	一	一	G 12
三〇八	(昭和八年)	SINPEITAI JIKEN KIRINUKI(新聞記事切抜きを張り付けたノート)			ノート、 新聞切抜き	一	一	G 13
三〇九	昭和九年五月 九日(一〇年 九月一三日)	被告人天野辰夫予審訊問調書一・二・三・四			冊子、 写版	一	四	G 22
三一〇	昭和一〇年二月	獄中ヨリ師友へ(安田鉄之助カ昭和九年中獄中ニテ余ニ語りシモノ)	安田鉄之助口述、 笠原幸雄(筆記)		冊子、 写版	一	一	G 38

- | | | | | | | | |
|----|----------------|--|--------------------|-------------------|---|---|------|
| 三二 | 昭和一〇年九
月一六日 | 東京日日新聞号外(神兵隊事件豫審終結) | 東京日日新聞社 | 新聞 | 二 | 二 | G 16 |
| 三三 | 昭和一〇年九
月一六日 | 東京毎夕新聞号外(神兵隊事件豫審終結) | 東京毎夕新聞社 | 新聞 | 一 | 一 | G 18 |
| 三三 | 昭和一〇年九
月一六日 | 東京朝日新聞号外(神兵隊事件豫審終結) | | 新聞 | 一 | 一 | G 19 |
| 三四 | 昭和一〇年九
月一 | 新聞切抜き(神兵隊事件・天皇機関説問題など
に關するもの) | 影山生 | 新聞切抜
き | 二 | 三 | G 21 |
| 三五 | 昭和一一年五
月二六日 | 『參陽新報』連載の影山生「みことのみちの概
説」切抜きを張り付けたノート) | 影山生 | ノート、
新聞切抜
き | 一 | 一 | G 10 |
| 三六 | 昭和一二年七
月一日 | 国内情勢調査資料第三八號 皇道入門(天野辰
夫) | 天野辰夫著 外
務省調査部発行 | 冊子、謄
写版 | 一 | 一 | G 28 |
| 三七 | 昭和一四年三
月二八日 | 第五十四回公判速記録 午前ノ部(安田鏡之助
陳述分) | | 冊子、鉛
筆書 | 一 | 一 | G 23 |
| 三八 | 昭和一四年三
月三〇日 | 神兵隊事件公判速記録 第御五十五回午前ノ部 | | 冊子、鉛
筆書 | 一 | 一 | G 1 |
| 三九 | 昭和一四年三
月三〇日 | 神兵隊事件公判速記録 第五十五回午後ノ部 | | 冊子、鉛
筆書 | 一 | 一 | G 2 |
| 三〇 | 昭和一四年三
月三〇日 | 第五十五回公判速記録 午前ノ部(安田鏡之助陳
述分) | | 冊子、鉛
筆書 | 一 | 一 | G 24 |
| 三一 | 昭和一四年三
月三〇日 | 第五十五回公判速記録 午後ノ部(安田鏡之助陳
述、公開ノ分ノミ) | 安田鏡之助陳述 | 冊子、鉛
筆書 | 一 | 一 | G 25 |

三三	昭和一四年四月四日	神兵隊事件公判速記録 第五十六回午前ノ部・午後ノ部	冊子、鉛筆書	一	一	G 3		
三三	昭和一四年四月四日	第五十六回公判速記録 午前ノ部(安田鏡之助陳述、公開禁止)	冊子、鉛筆書	一	一	G 26		
三四	昭和一四年四月五日	國體皇道(天野辰夫講述「國體原理皇道講話」)	冊子、活版	一	一	G 9		
三五	昭和一四年四月六日	神兵隊事件公判速記録 第五十七回午前ノ部・午後ノ部	冊子、鉛筆書	一	一	G 4		
三六	昭和一四年九月五日	神兵隊事件公判速記録(上卷)(第一回〜三四回公判)	冊子、活版	一	一	G 5		
三七	昭和一四年九月五日	神兵隊事件公判速記録(下卷)(第三五回〜六九回公判)	冊子、活版	一	一	G 6		
三六	昭和一四年一月二七日	抗告の理由	記録編纂部					
三九	昭和一四年	神兵隊事件第二回証人申請理由及訊問事項(口述要趣)	(抗告人)片岡駿 奥戸定百	大審院長・判事 ・泉ニ新熊	冊子、活版	一	一	G 39
三〇	九月二九日、一〇月一日、一二日	業績日記(第一・第二・第三の別紙を合綴)	安田鏡之助		写版	一	一	G 36
三三		勤皇まことむすび行典	京都勤皇まことむすび		写版	一	一	G 14
三三		余が執政閣下に披瀝する立場及覚悟、ならびに披瀝事項	安田鏡之助		便箋、夕イブ	一	二	G 30

二三三	極秘二・二六事件と皇國臣民の態度	全日本愛國總躰	洋紙、謄	一	四	G 31
二三四	國體擁護と時局收拾	起同盟	写版 冊子、謄	一	六	G 32
二三五	神兵隊事件 証人申請理由及訊問事項	申請人安田鏡之助	写版 冊子、謄	一	一	G 33
二三六	神兵隊事件証人申請理由及訊問事項(牧野伸顯・真崎甚三郎等への証人申請)		写版 冊子、謄	一	一	G 34
二三七	皇族内閣ノ成立ヲ祈願セシ理由及経過	(安田鏡之助)	冊子、イ ンク書	一	一	G 35
二三八	昭和八年一〇月一日〜一四年一月二四日 (決定書綴)	東京刑事地方裁判所ほか	裁判所用 箋、墨書	一	三	G 13
二三九	昭和一〇年九月一四日 神兵隊事件 豫審終結決定書(寫)	東京刑事地方裁判所(豫審判事 吉本栄一)	冊子、謄 写版	一	一	G 14
二四〇	昭和一一年六月三日〜九月二五日 (神兵隊事件豫審判事に対する安田鏡之助忌避申立て、および却下の決定書などの綴)	安田鏡之助ほか 大審院第一特別刑事部	謄写版	一	一	G 11
二四一	昭和一一年一〇月一五日 聲明書(神兵隊事件被告人に対する全国一済檢舉事件について)	神兵隊事件関係者三四名	謄写版	一	三	G 7
二四二	昭和一一年一二月一 不當檢舉事件 抗議頭末報告書	被檢舉神兵隊事	冊子、謄	一	一	G 2

	一月一七日	件関係者代表	写版	
二二	昭和十一年一 二月一七日	大審院第一特別 刑事部	天野辰夫以下被 告五四名	一 一 G 5
二四	昭和十二年七 月一日	報告書 神兵隊の 告り直しと其精神	冊子、活 版	一 一 G 4
二五	昭和十三年一 月一日	国内情勢調査資料 第三九號「啓發録」 ノ研究	謄写版	一 一 G 10
二六	昭和十四年八 月一四日	忌避ノ原由疏明書 (昭和十年(特)第一 号被告事件担当判 事に対する忌避申立 書)	二課編 申立人 片岡駿 以下二四名連署	一 一 G 6
二七	昭和十四年一 月二二日	決定書(証人喚問・ 大審院判事等への 忌避申立却下につ いて)	連名 大審院第一特別 刑事部裁判長判 事・久保田美英 以下五名	一 一 G 9
二八	昭和十五年七 月二六日	証人喚問申請(昭 和十年(特)第一 号被告事件につ いて)	被告人天野辰夫 以下一五名、弁 護人奥山八郎以 下八名	一 一 G 8
二九	昭和十六年五 月一五日	『維新公論』四五 月合併号特輯神兵 隊公判戦	大審院第二特別 刑事部裁判長判 事宇野要三郎	一 一 G 3
三〇		六十 神兵隊事件 を語る(草稿)	維新公論社 筑紫熊七	一 一 G 1
三一		(御付武官就任、 東久邇身や幼年時 代のことな	安田鏡之助	一 一 G 12

二五

昭和十一年八月五日

どについての書き付け)

(安田中佐所有拳銃の保管についての返答書簡)

笠原幸雄

安田鏡之助

便箋、インク書

一 二 E 4

〈史料の部〉

安田鍔之助手記 『断腸秘録』

自序

一葉ノ墜ツルヲ見ハ以テ天下ノ秋タルヲ知ルベシ、我レ東久邇宮殿下ニ侍シ奉仕ノ間皇徳ノ熾盛ニシテ且悠久ナルノ所以ヲ感孚シ茲ニ獻身求仁ノ道ニ志シ遂ニ縱ニ民族ノ罪業ヲ明カニシ横ニ天下ノ乱階ヲ判下セリ

此記其ノ梗概ヲ倉皇ノ間ニ録スルモノ行文乱蕪殆ント讀ムニ堪ヘサラシム、然レトモ此是レ予ノ精神ニ徹スル一大秘事ナリ名ツケテ断腸秘録ト稱ス、

断腸秘録ハ一面予ガ祖先ニ宣フル告辭ニシテ又他面後昆ニ遺ス教訓ナリ、官途ノ榮達ヲ中途ニ擲チ家名顯揚ノ大考ヲナササリシ所以ヲ明ニシ、孤兒孩童ヲ愛育養撫スルノ務ヲ缺キ子孫ノ為ニ美田ヲ買ハサリシ所以ヲ宣フルモノナリ然リ眞ニ爾ノ子ハ一身ヲ皇ト国トニ捧ゲ以テ無限ノ慈愛ニ報ヒント努メタリ汝等ノ父ハステ汝等ニ無限ノ權威ヲ與ヘント勉メタリ唯予ノ足ラサルアルヲ怒セヨ、若シ夫レ後人本記ヲ讀ミ、断續ノ間ニ予ノ心靈カ日本人タラントシテ脈々トシテ生動セルヲ見、又飽ク迄信シ切リ頼リ抜キ而モ見事ニ信シ得タル皇室ノ御神靈（予ニ於テハ宇宙ノ大靈ト同一テアル）トニ感觸スルモノアラバ其ハ疑ヒモナク其人個人ノ心靈ノ体现ナリ又国ノ子神ノ

子タルノ認識ナリ即チ皇国ノ命タルノ自覚ナリ、希クハ其靈格ヲ研キテ宇宙ノ大靈ニ一致融合セシメ以テ皇道ヲ無窮ニ扶翼シ奉リ以テ大丈夫タルノ道ヲ得ヨ、

第一皇族附武官任命時ノ狀況

一、年次

大正十三年十二月十五日、皇族附武官ニ補セラレ稔彦王附屬ヲ仰付ケラル、

二、御滯佛ノ年月

大正九年御留學以後既ニ五ヶ年ノ時日ヲ經過シ此間フオンテーヌブルウニ於テ語學專修其他ヲ了ヘラレ滿二ヶ年ノ佛國陸軍大學ノ課程ヲ御卒業ニナリ猶政治科學大學ニ二ヶ年ノ修業ヲ了セラル、附屬武官ハ當初伯爵溝口直亮大佐、次ニ蒲穆大佐（現第十六師團長）各々二三ヶ年内外在職シテ自分ニ到ル別ニ宮内屬池田龜雄（現宮家事務官）隋從ス、

三、御滯佛問題ノ畧況

イ當初表面上ノ交渉事項タリシ○○○勅許問題、○○○問題○○○問題ハ當局ノ官僚的態度ニテ誠意ナキ責任回避ノミ續ケ有耶無耶ノ間ニ遷延セラル、ト

共ニ（一方王殿下ノ對當局感情ノ悪化トナリツツ）
殆ント次的ノ性質トナリ

口王殿下ノ思想問題品行問題ノ噂カ第一次ノ價值ニ
轉換シアリシナリ即チ官民ノ間ニ生セシ不謹慎ノ噂
カ眞實ラシク内地ニ宣傳セラレ不幸ニモ之レカ宮内
陸軍ノ當局特ニ大官等（牧野一木、両大臣閑屋次官
仙石總裁山梨、宇垣、津野、畑次官、阿部局長）ニ
信セラレ（茲ニ之等大官等ノ人格、皇室、皇族於ニ
對スル奉仕ノ觀念等ニ基ク不信不臣等カ原因トナリ
事端ヲ惹起セルモノナリ）遂ニ其ノ輕卒ナル觀念カ
両陛下及ヒ攝政殿下ノ御耳ニ入り延テ「讒言」ニ等
シキ結果ヲ生スルニ至レリ而シテ其事情ハパリ二次
ノ如ク反響セリ、

- 1 皇后陛下ノ御心痛トシテ朝香宮殿下ノ御忠告、
- 2 各殿下トノ通信、
- 3 内地ニ於ケル公私ノ御縁故者ヨリノ通信、
- 4 内地新聞ノ記事、
- 5 内地人ノ拝謁者及ヒ在巴同胞トノ御接觸中ニ御聞
取、

等ニテ両陛下始メ攝政殿下ガ如何ニ御思召ニナリア

ルヤ等詳細ニ御承知アリテ遂ニ一大決心ヲ採リテ大
正十二年ノ春例ノ「三殿下御遭難」ノ前ニハ其旨ヲ
朝香宮殿下ニ御告知遊ハサレアリ……此件ハ勿論直
ニ内地ノ皇室御方面及ヒ宮内省方面ニモ御通告アリ
シト信スヘキ兆アリ、而シテ皇室御方面ニテハ眞面
目御憂慮ヲ始メラレシコトト拝察スル兆歴然タルモ
宮内省方面ハ未タ眞面目ニ問題トセサリシカ如シ、
畢竟スルニ當時宮内省當局ニハ此ノ重大問題ヲ解決
スル人物ナク唯遠方ノ問題トシテ焦眉ノ急ニ非スト
目視シ拱手放念セシモノノ如シ、猶久シハ他面牧野
内大臣以下（仙石總裁ヲ除ク）王殿下ノ御人物ヲ知
ルモノナク唯普通ノ皇族ヲ以テ律シ吾儕者ト見損シ
タルモノト判断セラル、節アリ仙石總裁ハ王殿下ノ
御姉上ノ降嫁セラレタル間柄ナレハ相當ニ相識ノ間
柄ナルモ同官ノ人格ハ王殿下ガ一顧モ與ヘラレサル
程度ナルコト及良子女王ノ問題ノ際ニ於ケル同氏ノ
態度等ヲ考察セハ率直凱切ニ王殿下ノ資質ヲ上長ニ
説明シテ事件解決ヲ好転セシムル等ノ努力ヲナスノ
氣節アルヤ否ヤ疑ハサルヲ得ス、故ニ當時ノ情勢ハ
皇室御内部ニ於テハ既ニ非常ノ御憂慮——特ニ王殿

下ノ資質天稟ヲ御承知ノ方々ニ於テ然リ——ノ状態ナルニ當局ニ於テハ表面ハ御心配申上ケツツアル形式ハ採リアルモ内心ニ於テハ比較的輕視シアリシモノト認ムヘキカ、但シ王殿下ノ御天稟ヲ能ク承知シ上ゲ居ル者トシテ倉富枢密院議長、上原元帥、ノ二名ハ當時既ニ非常ノ心配ヲ申上ケ居タル次第ナルモ局外ノ人ナレハ奈何トモ致シ得サル状態ナリシモノノ如シ、

四、拜命當時ノ御待遇

拜命ニ関スル御思召ヲ當局ガ伺ヒ上ケシ時ハ「安田ハ陸軍ノ巨頭ノ福田ト縁戚関係アルカラ云々」トシテ當時ノ陸軍當局ニ對スル御不滿（之ハ金谷中將以下ノ多数ノ陸軍將校ニヨリテ殿下ノ御思想等カ内地ニ宣傳セラレシト御判断ニナリ居リシ結果ナリ）ノタメ一時行惱ミノ状態ナリシカ十日計リ後、初メテ其ノ主張ヲ撤回セラレ御承諾ナリシ由ナリ、從ツテ御態度ハ極メテ敬遠主義ニシテ一週三回御邸ニ伺候スル外接近ヲ御避ケニナル有様ナリ（此件ハ両前任者ノ時モ同シ）推察スルニ自己ノ腹心トシテ御使用ニナル御心持ヨリモ敵側テアル宮内省陸軍省ノ目付役トシテ御警戒ニナリシ

如ク考ヘラル、然レトモ自分ハ両前任者ノ如ク殿下ヨリモ高役古參ノ者ニ非スシテ年齢、官等其他一切末輩ノ関係ナレハ萬事手輕ニ言上スルニ都合ヨク自分モ亦此王殿下ノ御指導御薰陶ニ依リテ將徳ヲ修養セント覺悟シアリシ故第一回ノ拜謁ノ際ニ率直ニ其旨ヲ言上シテ御含ミヲ願ヒ置キタリシ故比較的ニ早く御胸襟ヲ披カル、様ニ御態度ノ改マルヲ拜スルヲ得タリ、

第二天正十四年ノ情況

一 相馬子爵渡佛後ノ事件

同子朝香宮附トシテ来巴ノ際、宮内省カ密令シテ王殿下ノ御起居ノ状態ヲ偵察セシムル所アリ之レモ或ル意味ニ於テ尋常一樣ノ着想並ニ事柄ナルヘキモ事衆紛糾セル場合ニハ意外ノ結果ヲ惹起スルモノナリ、而シテ此ノ事件ハ短時日ノ間ニ王殿下ノ知得セララル、コト、ナリ「宮内省ハ自分ノ行動ヲ誤リ信ジテ奏上シタカ事實相反スル故ニ今ニ至ルマテ私カ二人ヲ派シ自分ノ私行ヲ搜索シテ止マヌ不信極マル態度ナリ」ト敵視セララル、コト、ナリ益々御感情ヲ激化スルニ至レリ、

二 藤田嗣治（画伯）ノ件

前項ハ宮内省側ノ失態ナルカ之レハ陸軍省側カ大使官
附武官ナリ御附武官ナリノ報告ノ正シキヲ信用セス却
ツテ道途ノ異聞(一時旅行者ノ訛傳ニヨル流言蜚語)
ヲ價值視シ真相ヲ知ル為メニハバリ居ル画伯中ノ白眉
タル同氏ヲ煩スヲ可ナリト幸ニ同氏ノ実兄ガ陸軍省
參事官タルノ縁故ヲ利用シ私カニ殿下ノ御起居ヲ偵察
セシトセリ之レモ旬日ナラスシテ発覺シ前同様ノ結果
トナレリ、

三 前武官ノ書信

前武官歸朝スルヤ皇后陛下、攝政殿下ノ御前ニ召サレ
親シク王殿下ノ御情況ヲ御聽取遊バサレ御心召ノ程恐
察シ奉ルヘシ此情況及内地ノ事情ヲ詳シク殿下ニ書面
ヲ以テ言上シ其寫シヲ自分ニ送附セリ而シテ自分ニハ
此手紙ニヨリテ殿下カ如何ニ御考ヘニ相成ルヤヲ承知
シ度キ旨ノ要求ナリ(勿論此副ノ手紙ノ事ハ一切秘密
ニシテ殿下ノ御心情ヲ知ルヘク申来レリ)仍チ色々ト
会話ノ間ニ於テ暗探スルモ一向ニ要領ヲ得ス終ニ約二
ヶ月余ヲ經過シ或ル日内地ヨリ来佛セル某將校ノ言ニ
托シ、「前武官カ歸朝スルヤ否ヤ御前ニ召サレタリ」
云々ノ件ヲ話題ニ上シ申上ケシ所突然トシテ、「然リ

蒲ヨリ手紙カ来タカ蒲ト云フ男ハ彼ノ様ナ事ヲ申上ケ
得ル男テハナイ多分彼ノ手紙ハ宮内省ノ奴等カ潤色シ
テ書カセタモノニ相違ナイ」云々ト云フ御話シナリキ
……其後二ヶ月ヲ經テ知リシ事ハ全ク殿下ノ御觀察ノ
通りニテ彼ノ手紙ハ大佐ノ夫レヲ宮内大臣等カ手ヲ入
レテ送りシモノ、由ニテ萬事コノ調子ニテ當局ト段違
ヒノ御識見ナレハ如何トモシ難キ状態ナリ、

四 久邇侯爵ノ結婚當時ノ電報問題

此件ニツキバリヨリ祝電ヲ御出シニナルヘキ筈ナルモ
從來四度迄バリヨリ久邇宮殿下宛ニ御祝電ヲ遊ハサレ
タルモ未タ一回タニ御返電ナク而モ朝香宮殿下同妃殿
下ト三方御連名ニテ久邇若宮殿下御成婚ノ際ニ祝電ヲ
出サレタルニ對シ朝香宮同妃殿下ニ對シテハ御返電ア
リシニ王殿下ノミニハ御返電ナク(多分妃殿下ニ對ス
ル御關係上斯ノ如キコトカ起リシニヤ其辺ノコト不明
ナリ)非常ニ御不快ニ思召サレタル由ニテ其關係カラ
カ今度ノ祝電ニツキ度々御勤ノ申上クルモ御採用ニナ
ラサリシ故屬官ト協議ノ上自分カ獨斷ニテ御祝電ヲ出
シタリ然ルニ此ノ時ニハ直ニ御返電来リ茲ニ殿下ノ御
嚇怒ヲ招キタリ(蓋シ前武官カ歸朝後は等ノ点ヲ久邇

宮家ニ對シ御注意ヲ申上ケル所アリシ爲カ前例ニ似ス折返シ御答電ヲ發セラレタルナラン。自分ハ直ニ御託ヒヲ言上セント思ヒ拜謁ヲ願ヒタルモ「安田ハ自分カ斯クスルコトカ善キ事タト思フテ致シタ事タローカラ託ヒナクテ良イテハナイカ」ト申サレ乍ラ許サレヌ遂ニ約五十日余モ御眼通りヲ許サレサリシ……自分ハ及ハス乍ラモ命ヲ投ケ出シテ御奉行シテキルノニ斯ノ如キ冷酷ナル御待遇ヲ受ケタルヲ以テ随分憤慨シタコトモアリ又如何ニセンカト思案ニ暮レ清河海軍少將（嘗テ伏見宮殿下ノ武官タリシコトアリ）ニ就キ教ヲ乞ヒシ等種々ノ苦心ヲナシタルモ齟ツテ考フルニ自分ノ外ニ使フヘキ役人モナク又頼ルヘキ男モナキ次第ナルニソノ當ノ者サヘモ信シ得ラレサル御心境ニ對シ無限ノ御同情ヲ申上ケルノ念ノミ湧キ遂ニ之レテハ行カヌ自ラノ徳カ足ラヌ修養カ足ラヌト反省シ更ニ国史ノ研究ニ精神ヲ傾倒シタリ……蓋シ之レカ自分ノ精神上ニ一大変化ヲ来セル動機ニシテ佛者ノ所謂變易生死ノ問題ニ觸レタル機縁ナリ從ツテ世間的ノ境遇ニ一大轉換ヲ来セル原因ナリ、

五秩父宮殿下御来巴問題

御滯英ノ途次バリ御通過ノ際ニハ丁度瑞西ニ御旅行中ナリシカハ御通過ノ時日ヲ報告セル電報ニ應シ直ニバリニ御歸還アリ而シテ秩父宮附朝香宮附トノ打合せニ從ヒテ當日午前十一時大使館邸ニ於テ各宮殿下御会見アル如ク決定シ自分ハ御名代トシテ朝香宮武官ト共ニ午前九時停車場ニ御出迎ヒ申上ケタル然ルニ此時始メテ殿下ノ御予定カ變更セラレ十一時過キニハ停車場ニ御引返シニナル様ニ繰上ケラレシコトヲ發表アリシ故直ニ其ノ旨ヲ御邸ニ電話シタルモ理髮？ノタメニ御留守ナリシ故遂ニ官邸ニ御訪問不可能トナリ僅カニ御發車前數分ノ前ニ駈附ケラレテ御挨拶ヲ交ヘラレタルカ如キ事情ナリキ然ルニ其ノ數分間ノ御交歡ノ情味等御相互ノ間ニ物足ラヌ有様我等在留民一同ノ期待ヲ裏切ルモノアリ依ツテ歸途御車ニ陪乗ヲ命セラレシ故「折角遙々御歸巴アリテ本日ノ様ナ結果トナリテ申譯ケアリマセン又久方振りテ御会見ニナリテ嘸御懐シキコトテアリマセフ云々」ト御話カケ申上ケレハ「突然御予定ヲ御變更ニナル等隨行員ノ手落ちタタ当方ノ不仕末ニアラス心配スルニ及ハス又秩父宮殿下トハ今迄余リ御近く御接シ申上ケシコトナシ夫レハ宮内當局ノ方針ト

カニテ吾々平皇族ハ御直宮ニハ成ルヘク御遠慮申上クル様ニトノ注意ニテ如何ニ考ヘテモ出来ナイ次第タヨ東宮御学問所ノ方針等モ亦其ノ通りテ我々ハ親シク御話申上クル事モ出来タイヨ^マ変ナ事サ云々」ト從來ノ御鬱憤ヲ漏ラサレタリ依テ「夫レハ然リト致シマシテモ外国ニ於テハ差支ヘナイテハアリマセンカ寧ロ殿下方ニ更ニ親身ニ御交歡アリテ同胞等ノ面前ニテ御親睦ノ示威運動テモナサルヘキト思ヒマスカ」ト言上セル次第ナリ此ノ後新聞紙上ニ譏リタル記事出テ之レモ當局ノ術策タト推セラレテ感情ヲ害セラレタリ、猶秩父宮トハ此ノ後数度御会见アリシカト宮内省ノ方針ニテ成ルヘク殿下ノ問題ニ御接近ナキ様指導セラル、爲萬事希フ如ク運ハス遺憾千萬ノ事ナリシ藤氏專擅保元平治ノ乱尙統立問題南北両朝等彼是參照誠ニ恐懼ニ堪ヘサルコトナリ、

六林大使歸朝ノ件

大使秩父宮殿下ノ御用ニテ歸朝スルニ當リ自分ニ對シ宮内省ニ所要アレハ傳達スヘキ由申出テラル依テ依頼セリ、
一殿下ノ問題ニハ將來當局カ自ラ矢面ニ立チテ率直ニ

行動スルコト必要ナリ、

一宮内省ハ殿下ニ對シ希望ノ件ハ遠慮ナク申出テ御反省ヲ御願ヒ申上度キ儀アレハ其點ヲ明瞭ニ申上クルヲ可トス、

一從來ノ如ク「陛下カ御心配ニナル云々」ノ仕向ケ方ハ最モ悪キ結果ヲナスモノニシテ殿下トシテハ「自分ニハ何モ御心配ニナル様ナ行爲ナク考ヘモ亦持ツテ居ナイ然ルニ陛下ニ御心配ヲカクル様ニ仕出来シタタハ汝等不信ノ當局テハナイカ陛下ニ對シ相濟マヌ計リテハ自ラ陛下ニ御詫ヒ申上ケテ御心配ニナラヌ様ニ」而シテ後初メテ自分ニ彼是申出ルカ至當タ云々ノ考ヘヲ御持チニナリアレハ陛下ガ御心配テアルカラ速カニ御歸朝願ヒ度シ等ノ流儀ハ何等ノ効果モナイト云フコトヲ諒解サルヘシ、

一右ノ点ト云ヒ猶從來ノ問題等ヲ考ヘテ宮内省側トシテハ先ツ淡泊ニ從來ノ不行届ヲ御詫ヒ申上クルカ適當ニアラスヤト思フ而今急ニ謝罪シテモ現ニ全三ヶ年以上放置シテアリシ故殿下トシテハ直ニ快ク御嘉納ニアルヤ否ヤ思束ナシ或ハ自分ヲ欺瞞スル爲タト邪推セラ

ル、トモ思ハル、故次ノ手段ヲ採ルコトカ必要ナラン
 1 宮内省當局カ御託ヒ申上ク、2 右ノ御託ヒヲ裏書キ
 セラルル意味ニテ某皇族殿下（閑院宮殿下ヲ推セリ）
 カラ宮内當局ハ是迄ニ御託スル故今度ハ自分等一同ニ
 免シテ當局ノ謝罪ヲ容レラル、様ニ……トノ御取り爲
 シヲ必要トセン云々、

ノ所見ヲ申出テタリ（大使歸國後當局ニ傳達セシテ當
 局モ喜ヒタリトノ通信アリタルカ眞実ハ然ラスシテ自
 分ノ趣旨ヲ用ヒス依然トシテ宮内省式ノ方法ニテ翌年
 大山町尻二氏ノ来巴トナリタリ）

七朝香宮殿下御歸朝ノ件

初秋御出發御歸朝アリ自分ハ御出發前約三週間ニ互リ
 朝香宮殿下ニ對シ、御弟宮殿下ヲ救ハル、ハ殿下ノ御
 一身ニアル故ヲ以テシ種々精魂ヲ尽シテ言上申上ケタ
 ルモ大ナル効果ナカリシ仍テ妃殿下ニ御願ヒ申上ケ万
 一王殿下ノ御口ヨリ「東久邇宮ハ駄目タ歸朝スル意志
 ナシ云々」ノ言葉カ出テナハ此ノ問題ノ解決ハ絶望ナ
 ル旨ヲ力説言上シ妃殿下ノ御援助ヲ仰キタルニ妃殿下
 ハ幸ニ御嘉納アリテ注意盡力スヘキ御託ヲ拜シタリ、
 八武官婦朝報告ノ件

自分ハ就任後約九ヶ月頃ニ到リテ次ノ如キ結論ヲ得タ
 リ

イ王殿下ノ御心境

自分ハ切角海外ニ於テ修養シテヘテ歸國ノ上皇室ノ
 御爲ニモ國家ノ爲メニモ充分ニ御奉行スル考ヘテ居
 リシニ不幸ニモ思ハヌ汚名ヲ被セラレ宛モ先親王
 （朝彦親王ヲ云フ）ト同シ様ナ冤罪ヲ受ケタ此際當
 局ノ言ヲ聞キテ歸朝スルモ一生ハ全ク先親王同様日
 蔭者トナリテ暮サネハナラヌ……千秋ノ限事テアル
 此御心境ハ先親王ノ事實及ヒ藤原氏專制時代ノ英
 明ナル皇族ノ朱路ヲ參照セハ明瞭ニ判断セラルヘ
 シ

然ルニ宮内省ノ自分ニ對スル處分案（此ハ一兩年前
 ヨリ御耳ニ入リアリ）ハ自分カ違勅ニテ歸朝セサル
 場合ハ自分一身ノミ臣籍ニ降下スルモノ、如シ……
 果シテ然ラハ皇族トシテ日蔭者同様ノ生活ヲスルヨ
 リ臣下トシテ大活動スル方カ寧ロ皇室ニ對シテ御奉
 行ヲナシ且邦家ノ爲ニモ有益ナラン云々 故ニ此際
 一時ハ不臣ノ様テアルケレト將來御奉行ヲ憾ナク致
 スニハ寧ロ處分ヲ受クル方カ忠節カ分ラン云々ト云

フ悲壯悲痛ナル御決心ト拜セラル、

自分ノ抱負理想等ニ就キテハ○○宮○○宮両宮ハ平素ヨリ御承知トハ思考スルモ某宮ハ某宮ニ對スル遠慮ヨリ表面ニ立チテハ御世話ハ出来得ス某宮トノ間ニハ不幸ニモ自分カ渡欧後彼是ト行違ヒ多ク公私ノ感情疎隔シアリ且亦宮内當局ノ方面ノ情報ノミヲ主トシテ判断シ在ラルレハ益々不利ノ形勢ナリ而モ陛下ノ御懇情ニ就キテハ表面上逆ヒアルカ如キ現況ニテ萬策盡キタリ奈何トモ詮ナシ、

臣僚輩ノ誠意等ハ一トシテ認ムルモノナク孰レモ国ヲ思ヒ皇室ヲ思フモノナシ唯自己ノ榮達ノミ念トスルモノナレハ誰レモ信スルヲ得ス從ツテ何ノ有利ナル條件ヲ持出シテモ愈々ノ時ニ自分ヲ打棄テ、勢力アル方ニ屈スル輩ノミナレハ人モ信シ得ス言葉ハ勿論信用スルコト能ハス云々、

ト云フ御心境ト拜察セリ、勿論之等ハ各種ノ場合ニ於ケル御行動御言葉等ノ片言隻語ヲ彼此綜合シテノ觀察ニシテ萬一臣下タル自分等カ胸中ニ『殿下ハ斯ノ如キ御心境テアルト判断シテ居ルト』知得セラレシカ所謂皇族ノ心理テ總テノ問題ハ破裂テアル故先

ツ醫者ノ打診程度ノ觀察ヲ以テ全貌ヲ判断セサルヘカラサルナリ、

ロ宮内省方面ノ觀察

誠意ヲ以テ此ノ皇室ノ問題ヲ解決スルノ徵ナシ唯時期ノ遷延ノミナシテ殿下ノ自發的改心？ヲ待ツカ如何ク其間陛下ノ御憂慮ヲ振り廻シテ脅威スルノミニテ形勢ハ益々悪化ス（此等ノ件ニツキテハ手紙等ニニテハ思フ様ニ意届カス逆ツテ其ノ爲ニ誤解ヲ生シ不測ノ災ヲ起スカ故ニ兩三度人傳ニテ當局ニ注意ヲ促シタルモ當局トシテハ数年來ノ行懸ヲ一掃セネハナラヌ立場ニアリ仲々率直ニ聞キ入レス）

然モ年末ニナレハ再度ノ御歸朝廷期ノ勅許ヲ仰カサルヘカラス昨年ノ暮ニ於ケル御允許ハ非ニ困難ナリシ由ナレハ本年末ノ夫レハ更ニ困難ナリト判断セサルヲ得ス、

自他ノ關係右ノ如キヲ以テ自分ハ王殿下ノ御心事ト日夜ノ御起居ヲ拜シテ安心静視スルヲ得ス而モ一日ハ一日ヨリ時期切迫スルカ故ニ朝香宮殿下御出発前ニ秩父宮殿下御來巴ニ隨行セル宮内省ノ宗親課長タル松平慶民子ニ右心事ヲ打開ケ此際自分ヲシテ現職ノママ一時

歸朝ヲ命セラレ殿下ノ御近況ヲ報告セシムル様取計ヲレ度キ旨ヲ相談セリ自分ハ歸朝後當局ハ勿論皇室ノ御方面ニモ種々言上シテ御心情ヲ明瞭ニシ誰レカ王殿下ノ信賴セラル、人物ヲ特使トシテパリニ伴ヒ此ノ使ノ言葉ナレハ御信用ニナル如ク「内容ト資格」ヲ整ヘテ解決スヘキ考案ヲ有セリ、

松平氏ハ宮内官吏中ノ傑出セル士ナリ又平素ヨリ王殿下ノ人物ヲ尊敬シアルモノナレハ直ニ自分ノ意見ヲ容レ爾後約二ヶ月ニ亘リ東京ト交渉ヲ重ネ其ノ成立ニ努力ヲ盡シタルモ當局ノ容ル、所トナラス當局ハ林大使ヘ依頼ノ事項ニ宮内省流ノ變更ヲナシ大山公爵町尻少佐兩名ヲ特派スルコトナレリ

當時陸軍側ヨリモ具申シテ此ノ考察ノ成立ヲ援助セラル、様武官ニ對シテ依頼セシカ陸軍省當局ニ對スル自己ノ体面上ヲノミ考慮シ不都合ニモ協力ヲ肯セス充分ナル支援ヲ受ケサリシハ遺憾ナリ、

九大使館附武官ノ御忠告ノ件

右様ノ事件中大使館附武官ハ宮内省陸軍省ヨリノ平素ノ注意依頼アリシニ係ラス殿下ノ御決心ノ断乎タルニ躊躇シ進ンテ言上スルコトサヘヲ敢テセス放置シアル

ノ怠慢ヲ恐レ一日大使ト相談ノ上？殿下ニ拜謁申上ケ朝香宮殿下ノ御歸朝ニ関聯シテ御歸朝ヲ促ス意味ノ言上ヲセリ其ノ時ノ言ニ「萬一事陸軍ニ関スル事アリマズナレハ〇〇カ全責任ヲ以テ云々」ト申上ケタルニ殿下ハ貴官等ハ責任々々ト云ハルルカ貴君ノ責任トハ如何ナルモノテアリマスカ恐ラク辞職位ヒカ関ノ山テアリマセフ——萬一貴官等ノ言葉ヲ信用シテ自分カ進退ヲ決シタ場合ニ或ル事情ノタメニ情況カ変化シ其時ニ貴官等カ責任ニ任シテモ何ノ益アリヤ云々ト申サレテ一言モナク退下セリ然ルニ此等ノ要。点。ヲ上。司。ニ報告シテ其正當ナル判断ノ資料タラシムルノ誠意ナク自己ノ利害ノタメニ之等ヲ祕シテ普通一編ノ經過ヲノミ報告シタリシナリ斯ノ如キ事例多シ之ヲ要スルニ今ヤ殿下ノ事件ハ日本ノ國體ノ根本ニ觸レタル問題ナレハ之ニ關係スルモノハ官吏ノ責任等ヲ一掃セル日本人丸裸ノ精神ニテ當ラナケレハナラヌ事態ナルニ内地ノ當局ハ勿論在巴ノ者モ（其ノ決心ニナルニハ一身ヲ犠牲ニスル覚悟ニナラサレハ出来ルモノニアラス）其ノ覚悟ヲナス能ハス唯役目ニ支障ナキ程度ニ於テ心配申上ケル有様ナレハ其ノ結果ハ何等問題ノ解決ニ裨益スルコト

ナキノミナラス却ツテ事態ヲ悪化スルニ過キサリシナリ、

般若心經ノ以レ無所得ニ云々ノ無所得ノ人精神ヲ以テ行動セサル、又古歌ノ「身の爲めに君を思ふは二心君の爲には身をも思はし」ノ心境ニ非レハ到底駄目ナリ然ルニ「身ノ爲メ役目ノ手前少シ皮肉ニ謂ヘハ榮達ノ爲メニ君ヲ思フ」程度ノ方々計リ居ラル、様テ結局此ノ大船ヲ山ノ頂上ニ登ラシタモノタラフ、

第三大正十五年ノ情況

一 大山公爵及町尻少佐特派ノ件

十五年正月在倫敦松平子爵ヨリ祕翰アリ曰ク「宮内省ハ閑院宮殿下ノ御使トシテ御親書ヲ持チパリニ大山町尻二氏ヲ特派シ殿下ニ申上クル處アラントス云々」而シテ此事ハ嚴秘トシ殿下ニモ到着前ニ申上ケサル様注意スヘキ旨ノ申添ヘアリ蓋シ林大使ニ依頼セシ件ノ中宮内省ニ交渉スヘキ要点ヲ脱却シ閑院宮殿下ノ件ヲ主要点トナシテ従来ノ習慣ノ如ク當局ハ蔭ニ隠レテ処置スル手段ナルヲ見ルヘシ茲ニ於テ自分ハ非常ナル不満ヲ感シタ夫レハ今迄 陛下ノ御心配云々ニテ哀龍ノ袖

ニカクル、感アル所置ヲ以テ最モ弊害アル原因ト見ナシ度々當局ニ忠告セシ処ナルカ此度ハ陛下ニテハ非ルモ同様ニ御年長ノ殿下ノ御力ヲ借りテ圧迫スルカ如キ手段ニテ處置スルコトノ極メテ危険ナルコトハ明瞭ノコトニテ恐ラク殿下ト閑院宮殿下トノ正面衝突ノ原因ヲ作ルノミナラス自分トシテハ最後ノ場合ニ於テ仲裁役ニ御任シナサルヘキ御方ト考ヘアル同殿下ヲ渦中ニ投シタ様ナ仕末ニナルト觀察セラレテ不安極リナキヲ以テ松平子ニモ其方法ノ研究ヲ依頼シ自分ハ東京ノ某大將ニ手紙ヲ出シ萬一ノ場合ニハ直ニ閑院宮殿下ニ拝謁アリテパリノ實情ヲ親シク報告セシメ縱令殿下ノ御勸告アリトシテモ「宮内省側ノ申出ノ資料ノミヲ以テ此問題ヲ御判断ニナリ之ニ基キテ御勸告等アリテモパリノ殿下トシテハ直ニ御受入レニナルコトハ困難ト或ハ却ツテ殿下カ宮内省ノ奴等ノ策動ニヨリ輕々ニ此問題ニ御入りニナル所ノ御態度ヲ反駁セラルコトスラ生シ兼ねサル事情ナルヲ言上シ萬一然ル場合ニ致ルト雖モパリノ殿下ノ御心情ヲ御同情アリテ御感情ヲ害セサル様豫メ御含ミ願フ様處置シ其ノ實施ハ更ニ電報スル如ク依頼セリ、

一月三十一日兩名來巴ス而シテ兩名共各々別ノ任務アリテ來佛シ其ノ序ヲ以テ殿下ニ拜謁申上度キ旨トノ申出テアリ蓋シ之レ宮内省當局ノ指示ニ從ヒシナリ依テ其旨ヲ殿下ニ言上セシ妃平素ノ習慣ノ如ク「其内ニ会见スヘシ」トノ御諛ナリシ兩名共自分トハ極メテ親交ノ間ナレハ三名ノ間ニ何等ノ蟠ナク唯問題ノ解決ヲ好轉セシムル外何等ノ希望ナキ次第ニテ此点ハ誠ニ適任者ヲ派シタル次第ナリキ而シテ自分ノ心配セル此特使差遣ノ閑院宮殿下ト殿下トノ關係ニ惡化ヲ與フル等ノ危險ナキヤ否ヤニ就キ三人間ニ於テ研究ヲ重ネ兩氏ヲシテ其ノ予防手段ニ就キ遺憾ナキヲ期セシメタリ二氏共ニ充分ナル覺悟ヲ以テ來巴セル次第ナレハ宮内省ノ申付以外ニ日本人ノ本欲ニテ行動スル考ヘナレハ此点ニ就テモ一致セル處置ヲ採リ與レタリ、

然ルニ殿下ノ拜謁許可約ニ週間ニナルモ下ラス特使二名毎日常館ニ詰切リテ其ノ時期ヲ待チアルノミナラス或ハ殿下カ「拜謁許サヌ」(此点宮内省カ正當ノ手續キヲ經ス正々堂々タル態度ニアラサル故弱味アリ)ト申サル、ニアラスヤトノ心配モアリ日夜非常ノ心痛ヲナセリ而シテ終ニ別ノ方法ヲ講スル外ナシト三人共ニ

觀念シ自分ノ意見ニテ「自分カ先ツ実情ヲ言上シ、即チ『大山町尻二名ハ先ニ〇〇ノ要件ニテ來佛セシ様ニ申上ケシモ實ハ閑院宮殿下ノ御使トシテ御親書ヲ持テ來テ居リマス其ノ爲メニ拜謁ヲ願ヒ出テ居ル次第テアリマス云々』ト申上ケタルノ外ナシ此ノ場合ニ於テ殿下ハ必ス激怒セララル、ニ相違ナイカ其ノ時ニ自分カ宮内省側ノ處置ノ卑怯ナルヲ攻撃シツ、殿下ニ同情スルト共ニ二人ノ特使ハ罪アルニ非ス殿下トシテハ潔ク敵ノ使ヲ引受ケテ其ノ申分ヲ御聽キニナルヘキタト力説シテ兩君ノ拜謁ヲ出來得ル様ニ取計ラウヘシト」相談セシカ兩名モ外ニ良策ナク遂ニ此案ニテ進ムコトトナレリ依テ翌日拜謁ノ際ニ右ノ通り運ハレタルカ案ニ違ハス非常ニ御立腹ニナリ何故ニ宮内省ハ予メ自分ニ電報ニテ問合セサルヤ実ニ卑劣極ハマル云々ト憤激サレシモ自分ハ覺悟ノ通り殿下ニ御同情申上ケナカラ大山町尻ハ唯命令ニテ來リアルモノテアリマス又閑院宮殿下モ王殿下ノ御心境等ヲ御承知ニナラスシテ恐ラク宮内省當局ノ意見ヲ御聽キニナリ又其願ヒヲ受人レラレテ二人ヲ使トシテ出サレタルモノト思惟セララルル次第ナレハ殿下モ潔ク兩名ニ御遭ヒニナツテ其ノ申分ヲ御聽

取りニナリ殿下ノ御意見モ忌憚ナク御示シニナルヲ可トスヘキ旨ヲ力説セシ処潤達ナル殿下ナレハ言下ニ誠ニ然リ本日午後三時来邸スル様伝ヘヨトノ御説アリテ茲ニ拝謁ノ運ヒトナレル次第ナリ、

斯テ兩名ハ爾後四回(約一ヶ月間)ニ亘リテ閑院宮殿下始メ皇室側方面ノ殿下ニ對スル御同情のノ御依頼(此頃ニテハ殿下ニ對スル從來ノ御誤解ハ殆ント一掃セラレ一時悪ク誤解シテ相済マナカツタ嘸ヤ不愉快ノ生活ヲ續ケ在ラセラルヘシ氣毒ニ堪ヘス……トノ様ノ空氣ナリト拜察セラル)及宮内省側ノ陳謝?國內ノ輿論等ヲ率直ニ且ツ忌憚ナク言上シテ何等御不安(此ノ御不安ヲ除去スルコトカ一番大切テアルカ其ノ事ヲ御了得ニナル様ニ如何ナル方法又ハ言説ヲ以テスルカ一番困難ノコトナリ)ナク御歸朝ニナル様眞ニ一身ヲ挺シテ努力セリ而シテ最後ニ殿下ヨリ御返事アルコトニナリテ約一ヶ月ヲ經タルモ其ノ御示シナク兩名亦返事ナシニテ追ヒ歸サル、ニアラスヤノ心配ヲ始メシカ自分モ心痛ノ余リ二人カ御返事ヲ待チ上ケ居ル旨ヲ言上シタルニ「夫レハ氣毒テアツタ從來色々ノ人ノ口ノ先ニテ今日ノ様ナ誤解ヲ招キタレハ今度ハ自分ノ意志ヲ

書キ物トシテ渡ス積リニテ今折角綴リツツアレハ暫ク待ツ様ニ傳ヘヨ」云々ノ御説ニテ三人共其ノ御用意ノ周到ナルニ恐縮セシ次第ナリ、

斯テ兩人ヲ召サレテ渡サレタルモノカ殿下ノ滯仏ノ趣旨書ナリ此ノ御書ニハ皇族トシテハ歸朝セサル所以ヲ堂々トシテ開示シ且ツ從來ノ宮内當局ノ行為ヲ攻ムルト共ニ陛下ノ叡慮ヲ惱シ奉レル罪ヲ謝シ其ノ御裁断ヲ仰キ末文ニ自分ノ歸朝ハ皇室ノタメ邦家ノタメ有利ナリト信スルトキ自分ニ於テ決定スルト宣ヘラレアリシト拝ス、

即チ自分ノ進退ハ自分ニテ決ス其間ニ於テ色々策動シテモ駄目タ又萬一勅説ニ違背スル罪ニテ處分ヲ受クルナレハ夫レハ萬已ムヲ得ント云フ御決心ヲ示サレタルモノナリ誠ニ恐懼ノ至リナルモ如何トモシ難シ兩名モ此書ヲ頂キテ詮スヘナク歸朝スルコト、ナレリ自分ハ殿下ニ言上シテ閑院宮殿下ニ對シ「御好意ヲ謝シ且折角ノ御勸告ナルモ別冊通りノ考ヘニテ御思召ニ副ヒ得サル」旨ノ御親書ヲ出タサルヘキ筋ナルコトヲ御勸メ申上ケタルニ一時ハ御聞入レナカリシモ二三日後ニ安田ノ申ス通りタトテ御親書ヲ御認メニナリシ次第

ナリキ、

斯テ兩使ハ歸朝スルコトニナリシヲ以テ自分ハ兩人ニ對シ

「殿下ノ眞實御歸朝ノ念ナキ如キハ却ツテ御歸朝ノ念切ナル所以ナルコトヲ皇族様方々ニ申上クルコト、宮内省陸軍省ハ從來ハ人傳テ又ハ風聞等ニテ彼是ト仕事ヲナシタカ今度ハ非公式乍ラ始メテ殿下ノ御旋ニ接シタ譯タカラ從令殿下ノ御意志ヲ全部認ムルヲ得ストスルモ臣下トシテノ禮ヲ盡ス意味ニテ兩君ノ歸朝後第一ニ「始メテ御旋ヲ拜シ從來ノ不行届ヲ謝スル意味ノ電報ナリ又ハ書面ヲ當局ヨリ出ス様努力アルコト、其後ニ於テ本書ヲ基礎トシテ解決案ヲ定ムルコト、ヲ依頼シ五月末歸朝ノ途ニ就ケリ。

斯テ七月中旬、牧野内大臣、一木宮内大臣、宇垣陸軍大臣ヨリ各々殿下ノ御旋ヲ拜シテ恐懼ニ堪ヘヌ云々」ノ意味及ヒ詳細ハ書面ヲ以テ言上スル旨ノ電報ヲ受ケ八月ニ入り三大臣兇ノ親展書ヲ殿下ニ送呈セリ、

本件ニ関シテハ皇室側ニ對シテハ極メテ良好ナル結果トナリシモ宮内省側ニ於テハ然ラス某々大臣等ハ私カニ此ノ趣旨書ノ内容ヲ二名限りニテ某点ヲ削却

シ其他ヲ以テ當局ニ示シ前後策ヲ講セシムル等不敬行為ヲ敢テセシ由ナリ、

二石井大使宮内大臣ニ依頼サル、件

斯テ九月末ニ至リ石井大使ヨリ会見ヲ求メラレ宮内大臣ヨリ依頼アリテ殿下ニ御歸朝ノコトヲ勧誘スルコト、ナリシ旨ヲ話サレ且其レニ就キ自分ノ意見ヲ求メラル仍テ自分ハ從來絶ヘス殿下ノ情況ハ報告申シテ置キシ通リナルカ大使ハ在巴日本人トシテノ最後ノ駒テ所謂王手トシテ打ツヘキ方ナレハ此ノ問題ニ參加セラルノヨ今日マテ御願ヒセスニ置キマシタカ宮内省ヨリ依頼アリトセハ今度ハ參加セラレネハナラヌカ大体宮内省トシテハ不充分ナカラ大山町尻ニ示サレタ御旋ニ對シ一通リノ御託ヒヲシタ次第タカラ一先一應ノ禮ヲツクシタト見ルヲ得ヘシ從ツテ大使ハ今度殿下ニ拜謁セラル、際其ノ立場ヲ大臣ノ代理者トシテノ資格ニ於テスルヤ、又ハ大使トシテ第三者ノ立場ニテ申上クルヤ等ノ考慮ヲ要スヘシ自分ノ考ヘトシテハ大臣ノ代理者ト云フ資格ヲ以テシ大使ノ言明ハ皆大臣ノ責任ヲ持ツ様ニ權威ト責任ヲ持タセル方カ殿下ノ御納得ヲ得ル上ニ有利ナリト思フ昨年大使館附武官ノ拜謁ノ時ノ御

言葉ニ鑑ミテモ大使トシテ貴下カ如何ニ申上ケテモ東京ニ於ケル大使ノ言責カ一向ニ權威ナシトセハ其間ニ有効ニ響カサルヲ以テ是非大臣トノ間ニ其ノ打合せヲナシテ拜謁セララル、ヨ可トスル」旨ヲ答ヘタリ此ノ件ハ大使モ色々考慮シタ様ナルモ夫丈ニスル必要モナカルヘシトシ大使トシテノ資格ヲ以テ色々言上スルコトトナレリ元來大使ハ殿下ニハ永キ間御接觸申上ケテ居ル間柄ニテ國際聯盟ノ問題等ニ就キ概ネ會議ニ臨ム前後ニハ必ス拜謁シテソノ情況ヲ報告申上ケ居リ毎ニ殿下ノ御識見ニ讚仰シアリテ御質問等適確精到ナラサルナク計リテ慧敏聰明今迄接觸セル人物ニ比較スヘキ者ナシト畏敬シアル事ナレハ誠意ヲ以テ衝ニ當リシ事ハ自分ニ於テモ実證シ得且感謝シアルトコロナルモ如何セン一身ヲ擲ツテカ、ラネハナラヌ事件ナレハ其点ノ覺悟ハ到底此ノ人ニ期待シ得サル（人格ニ於テ又大使ノ職責ニ関スル觀念上）モノナレハ此ノ事ハ遂ニ不成功ニ終レリ、

即チ数度ノ拜謁ニ於テ大使ハ殿下ノ御婦朝特ニ御婦朝后ニ於テ陛下ノ御爲メ邦家ノ爲如何ニ御獻替ノ偉大ナルヘキヲ陳ヘ從來當局ノ至ラサリシ点ヲ寛恕セラレ快

ク御歸朝遊ハサルヘキコトヲ表裏反復理ヲ盡クシテ御勸誘申上ケタルモ殿下ハ「大使ノ精神ナリ言説ナリハ充分ニ納得スルモ宮中ノ事情ヤ其他ノコトハ大使ノ觀察スルカ如キ情勢テハナイ此点ニ於テハ大使ハ理想論ヲ述ヘ居ルニ止リ自分ノ實際關係ニ就キテハ全く認識ヲ缺キアリ從ツテ其等ニ関スル御忠告ハ深く感謝スル所ナルモ遺憾ナカラ大使ノ忠告ニ從ヒ自分ノ進退ヲ委ヌル譯ニ行カヌ云々」ノ主旨ニテ再三再四ノ努力モ結局ニ於テ無効トナレリ

茲ニ於テ大使モ斷念スル外ナク宮内大臣ニ對シ絶望ノ意味ノ通信ヲ出スコトニナリタリ然レトモ自分トシテハ此ノ大使ノ接觸其事力幾何ノ効果アルヘキヤニ就キテハ事前ニ於テ予見シアル所ナレハ大使ノ報告ニ依リテ宮内省當局カ最後ノ決ヲトルカ如キ不誠實ノ處置ナキ様當局及ヒ陸軍省ニ對シ斷乎タル具申ヲナシ之ヲ以テ斷念スヘカラサル事ヲ進達シ置ケリ、

三決意

前述ノ如ク策盡キ果テ、好転ノ途ナク而モ一日一日ト逝キテ最後ノ頼ミナル皇室ヘノ御縋リハ萬里ノ遠キニアリテ求ムヘキ縁ナシ唯僅カニ英國ニ御滞在ナル秩父

宮殿下ニ対シ一縷ノ希望ヲ囑スルノミ而モ之ト雖ヘトモ亦困難ナル事情アリ自個一人ノ得失浮沈素ヨリ觀念スヘシ唯國體ノ本義ヲシテ如何トナス英遇ノ皇族ヲ如何ニシテ守ルヘキ丈夫タラサルモ心緒乱ル、モノアリ而モパリニ於テ相談スヘキ人サヘナシ、

一部ノ官吏ニハ情ヲ明カシテ相談シタルモ、多クハ官吏ノ立場ニ於テ相談ニ應スル程度（勿論當然ノコトナリ）ナレハ萬事役ニ立タス他ノ在留人ハ自分ノ言動ヲ注視シアルノミニシテ萬一自分カ心配顔シアレハ直チニ御噂通りナレハ安田心痛シアリトナシテ流言ノ裏書ヲナスト云フ状態ニテ一切ヲ漏ス能ハサルノミナラス寧ロ自分自身カ大船ニ乗リアル態度ニテ泰然トシテ居ラネハナラヌ事態ナリシ唯當時ニ到ツテハ修養ノ結果カ幾分カ此ノ境地ニ於テ安心立命スルヲ得タリ即チ次ノ如ク觀念ヲシテ自ラヲ勵シ居タリ、

イ國史空前ノ事件ニ不肖ノ身ヲ以テ奉仕スルヲ得タルハ生レ甲斐アル身ノ譽レ祖先ノ惠ナリ此ノ一大事ニ身血ヲ注キ日本人トシテノ働キヲ何ノ程度ニ果シ得ルヤ試ミサルヘカラス勵マサルヘカラス無限ノ惠ニ酬フルタメニ神々ノ試練ノ前ニ又後世ノ批判ノ前ニ

斯ノ「士ハ己レヲ知ルモノノ爲ニ死ス」ノ古語ハ夙ニ知リアル所ナルモ今自分ノ境遇ハ其様ナ雙對的ノ容易ナル境地ニアラヌ對手ハ「當局ノ目附役」トシテ一步モ寛恕優待セラレサル殿下ニ對シ奉仕セサルヘカラス

ロ自分ノ現在ノ御奉公ハ現世一代ノ奉公ニアラス藤原氏以後約千年ノ永キニ及フ我等臣下ノ祖先カ皇室ニ對シ認識シ或ハ認識セスシテ作リタル無限ノ罪ヲ贖フニアリ從ツテ此初一念ヲ同胞ノ心源ニ點シ得ハ足ルヘシ、

當時ニ於ケル所感辞世ノ臭語氣ニ溢ル、モ以テ笑フ勿レ

パリ所感 大正十五年十一月

流離數年萬里境。侍ニ龍種宛ニ獨傷レ神。

廷臣愛レ已奈大義。誑ニ惑皇民ニ隔ニ懿親。

成敗既決臣力竭。唯殉ニ斯道ニ報ニ先人。

春秋悠々制怒流。去來相裏觀ニ無窮。

附記

本年一月十二日留守宅ニ於テ妻女ヲ喪ヒ十一月七日未見ノ末子ヲ失フ人事ノ悲愁悉ク味了シ更ニ眼前ニハ國

家ノ一大事横ワリアリ而モ此ハ佛者ノ言タル人空法空ノ實相觀ニテ達觀シ得ル事ニ非ス楠公カ「罪業多キ所願ナルモ七生シテ云々」ノ生死ノ流転ニ超越スル國事ノ問題ナリ悲ヲ包ミ憂ヲ藏スル遊子ノ心情解スル士アリヤ否ヤ、

四秩父宮殿下ニ御願ヒスル事情

前述ノ如ク萬策盡キテ洪手覆没ヲ待ツ外詮術ナキ内ニ唯一ノ希望ハ秩父宮殿下御滯英中ナルコト之ナリ然レトモ之モ前述ノ如ク宮内省當局ノ注意トシテ成ルヘク當宮方面トノ御接觸ヲ避ケシムルノ方針ナリ而モ當方ニ於テモ殿下御自身ノ御面目上自個ノ運命ハ自己ノモノナリ今更女々シク年少ノ宮様ニ彼是ト御頼リケ間敷シキ事ハ絶対ニ出来ヌトイフ氣衆充溢シアル御人格ナレハ浮カト自分カ秩父宮方面ニ運動ケ間敷キ行為ニテモ成シアリト御感ジニナレハ是亦大紛糾ノ原因トナルヘク其ノ間ノ苦心更ニ慘膽タルモノアリ唯至幸ナルハ秩父宮殿下隨員中ニ松平子アルコトナリ十一月中旬自分ノ不幸見舞等ヲ兼ネ近況知得ノ爲バリニ來遊セルヲ捕ヘ萬策盡キ最後ノ一案タル秩父宮殿下ニ御頼リスル件ヲ相談セルニ色々考慮ノ上極秘ノ間ニ拜謁ノ手續キ

ヲ取ルヘク唯果シテ如何ナル点迄秩父宮殿下ニ御願ヒ致スヘキヤニ就キ更ニ研究スルコト、シ十二月月上旬ニ於テ其ノ期日ヲ決スヘキ旨ヲ約シタリ、斯テ十一月二十八日頃來電アリテ十二月一日拜謁ノ取計リアリシ旨ノ通報アリシ故殿下ニハ陸軍側ノ要件ニテ英國ニ四五日出張セシムヘキ願出ヲナシ御許可ヲ待チテ倫敦ニ至リ松平子ト協議ノ結果

1 先ツ殿下ノ御心情ヲ御披露スルコト

2 從來ノ當局トノ交渉事項及其ノ得失ヲ申上クルコト

3 殿下ノ御決心ノ次第ハ他日秩父宮御自身王殿下ニ御会见アリテ御承知願フコト

4 秩父宮殿下ノ爾後ノ御決心ナリ御處置ハ第三項ノ事項

項実現後ニ於テ研究スルコト

トシ十二月一日オックスフォードニ伺候シ拜謁スルコト、ナレリ自分ハ此ノ問題ノ生起：経過：現状ヲ些細ニ研究スルニ

1 皇室御自体ノ問題

2 皇室對國民ノ問題（細分シテ皇室對官吏、皇室對國民ノ二項）

トシ當問題ノ初メニ經徴ナル第一項ノ事象カ第二項官

吏ノ過失ニ依リテ擴大シ更ニ無心ノ國民ニヨリテ膨大シ彼是紛糾シテ今日ニ至レルト判断シアル次第ニシテ今ヤ其ノ結果第二項ノ問題ハ其ノ範圍内ニ於テハ最後ノ決裂狀態ニ到達シアリトスルモ第一項ノ御同族間ニ於ケル御處置……換言セハ御同族間ニ於ケル御團結サヘ強ケレハ他ノ者共カ如何ニ策動シテモ何等御動搖遊ハサ、ルヘキ憂ナキノミナラス又縱合多少ノ問題惹起スルモ第一着トシテ御同族ノ相互間ニ於テ事ヲ処理遊ハサル、ノ御着意ト御準備ヲ備ヘラルヘキ道理タト觀念シアル次第ナルニ、勿論恐レ多キ事ナカラ皇族方ニハ夫々充分ニ何彼レト御配慮アリアルコトハ拜察シ得ルモ現在ノ如キ宮内省當局ノ奉公振りテハ其ノ思召ノ届ク如ク御盡碎申上クル等ハ申スニ及ハス却ツテ其ノ反対ニ働ク傾向サヘモ濃厚ナル情勢ナレハ恐レ多キ次第ナルモ全ク拱手傍觀ノ御態度ト拜スル外ナシ然リト雖モ苟モ日本ノ皇族ト生レ且ハ明治天皇ノ直系ノ秩父宮トモ申ス方ニ於テ一皇族カ永ク佛國ニ滞在シテ歸朝セス而モ何等カノ問題紛糾セル事ハ國內ハ勿論外國人ノ如キサヘモ日本ノ國體觀念ニ関聯シテ或種ノ觀察ヲ下サントシアル事スラ察知シ得ル狀態ナルヲ見ラレ而

モ近キ佛國ニ其皇族カ居ラル、ニ於テ當局ノ方針カ如何ニアリトスルモ又隨從ノ官吏カ如何ニ論議スルトモ之ヲ対岸ノ火災視シテ放置シ置クヘキ筋ノモノニアラスト思ハレ自ラ進ンテ事ニ當ル否其處置ハ暫ク措キ少クモ事ノ真相ヲ確ムル等ノ御考案ハ皇族ノ御天職上必然ノコトタト拜察シテ居ル否斯テコソ始メテ皇族カ皇族タル所以テ民族尊信ノ中心トナリ志氣ノ中心トナル、所以ナリト深ク、信念シ且期待シ上ケタルコトナレハコノ拜謁ノ機會ニ於テ甚タ恐懼ニ堪ヘサル次第ナルモ八百萬ノ神々ノ分靈タルノ意氣九千萬同胞ノ代表者タルノ至誠ヲ披瀝シ約四時間ヲ以テ一面ニハ同胞官民ノ罪ヲ謝シ一面皇族トシテノ殿下ノ御反省御奮起ヲ促シ此際徒ラニ臣僚輩ノ処置ニ委シテ現狀ヲ放任セラルレハ遂ニ最后ノ破綻トナリ國體ノ尊嚴モ國民道德ノ基礎ニモ大ナル汚点ヲ来スヘク臣僚輩ノ處理ノ外ニ御同族トシテ同族ノ一員ヲ救ハルヘク以テ皇祖皇宗ノ御遺徳ニ酬フルノミナラス又皇室ノ尊嚴ヲ臣僚共ニ示サルヘキヲ言上セリ、

皇威ノ盛大ナル皇徳ノ熾大ナル年齒僅カニ共有五ノ青年殿下ノ御意ヲ動カス所ヤアリケン自分ニ對シ思ヒ懸

ナキ御仁慈ノ御態度ニ出テラレ優握ナル御諒ヲ拜シ且近々パリニ殿下ヲ御訪申上ケ自分ノ力ノ及フ限り盡力スヘキ旨ノ御言葉ヲ拜シタリ

蓋シ是レ殿下ノ御歸朝ニナル前提中ノ一大原因ナリトハ後ニ於テノ拜察セララル、

四大正天皇御大患當時ノ情況

一十二月上旬

倫敦ニ於テ秩父宮殿下ニ拜謁シ茲ニ一縷ノ望ヲ生シテ三日夕パリニ帰着スレハ同夜當局發電報ニ依リ聖上陛下ノ御大患ヲ伝フ

次テ四五両日引續キテ御容体ノ危険ナルヲ通知シ之ニ関聯シテ殿下ノ御歸朝ヲ促ス電報ハ宮内省、陸軍省ヨリ連續シテ来ル而モ十二月五日ニハ秩父宮殿下ニ於セラレテハ御歸朝ノ御決心ヲ採ラレ来ル十二月二十二日英国御出発ノコトニ予定セラレタリ、

茲ニ於テ自分ハ此機ニ於テハ如何ナル御思召ナルモ御歸朝願ハネハナラヌ旨ヲ毎日ノ電報ヲ御披露申上ケツ、力説スルモ殿下ノ御意志ハ儼乎トシテ動かス、「陛下ノ御大患御心配申上クルノ情ハ人後ニ落ツルモ

ノニアラサルモ自分ノ理想ナリ立場ナリカ今馳セテ帰朝スルヲ得サルナリ且ツ當局ハ此ノ御大患ヲ利用シテ自分ノ歸朝ヲ強ヒントスル考ヘナラン又自分ノ信スル皇室ヘノ忠節ハ連綿ナル皇統皇位ニ對スル忠節テアルカラ聖上陛下ノ御容体云々ニテハ進退ヲ決セヌ自分ハパリニ於テ誠心誠意御快復ヲ祈願シアリ」等ノ意味ノ御諒ヲ漏シテ断乎タル御態度ナレハ奈何トシテモ施スヘキ策ナシ此ノ間ニ於テ宮内省側ハ從來ノ態度ヲ一變シテ餘程誠意アル電報ヲ寄スルニ至リ内某一通ノ如キニ對シテハ「何故此ノ精神ニテ昨年頃ニ申出テヲナサ、リシヤ時期ヲ失セル今日ニ於テ何ノ益ニ立ツン云々」ノ御言葉ヲ拜シタル事モアリタリ、

猶秩父宮殿下ハ七日ニ於テパリヲ御訪問被遊御予定ナリシモ急ニ御歸朝ニナル事ニ御決心アリシ故其ノ機会ナク或ハ遂ニ御会見サヘ不可能ニナル恐アリシ故自分ヨリ改メテ御出発前ニ何トカ御繰合セアリテ一度御会見アル様電報ヲ以テ懇願セリ、

當時自分ノ考ヘハ兩殿下御会見アレハ御歸朝云々ノ直接問題ノ解決ハ免モ角尠クモ王殿下カ吾等臣下ニ漏ラシ得ラレサル重大事アリトスレハ之ヲ御同族ノ方ニハ

最後ノ遺言のニテモ御傳ヘアルヘク其ノ機会ハ亦同時ニ秩父宮殿下トシテ王殿下ヲ御救ヒニナルヘキ御考ヘカ起ル動機タルヘシト判断シ一度秩父宮殿下ニシテ王殿下ノ御決心ニ就キ何等カノ御諒解ナリ御同情ナリカ起レハ秩父宮殿下ヨリ攝政宮殿下ニ對シ東久邇宮問題ノ處決ヲ秩父宮殿下ノ帰朝迄御猶豫アリ度キ旨ノ御願ヲ出サルヘク然ラハ焦眉ノ危急ヲ緩和スルハ勿論一度秩父宮殿下カ東久邇宮殿下ト相知ラル、機会ヲ得ハ必ス同殿下ヲ救フノ念モ起サルヘク而モ秩父宮殿下ノ御手ニ於テ御支持アレハ王殿下カ持タル、或ル不安ハ全く一掃セラレテ萬事解決スヘシト判断シアリシ所ニシテ且亦同殿下ノ御英資必ス此ノ結果ニ到達スヘシト信シタリキ唯此ノ機会ヲ如何ニシテ作ルカ、問題テ萬一其ノ時機生セサル時ハ即チ萬事決裂ノ秋ナリ、此ノ時ニ於テハ内地ノ特派員、外國新聞記者數名ハ日夜自ノ行動ヲ監視シ以テ當時ノ最大懸案タル殿下ノ御進退ヲトセントス而モ其等ノ記事ニシテ一度紙上ニ出テンカ其ノ影響スル所甚大ニシテ或ハ縱令御帰朝ノ念湧キアル場合ト雖モ再ヒ中止セラル等ノ虞ナシトセス実ニ暗夜薄氷ヲ踏ムノ思ヒナリシ然ルニ流石

日本人トシテノ道義ニ自制シ自分ノ説明乃至依頼ニ應シ本社ヨリノ催促頻々タルニ拘ラス輕率ナル通信ヲ發セサリシハ邦家ノタメニ至幸ナリシ、

二十二月中旬ノ情況

此ノ旬日ハ皇族御相互間ニ於ケル御交電ノ時期ニシテ血涙ノ御交換アリシ時ナリ之ヲ拜スル自分等ノ心情如何唯熾烈ナル皇徳ノ御蘊蓄御發揮ニ披レ伏スヘキノミ皇統三千年ノ所以ヲ如実ニ拜シ唯恐懼アルノミ事實ハ余リニ神聖ナルヲ以テ之ヲ記サス唯概略ヲ認ムルノミ、即チ妃殿下御兄上タル久邇宮、梨本宮、朝香宮各殿下ヨリ各々御立場ノニ於テ殿下ノ御帰朝カ陛下ニ對スル臣節、先親王ノ神靈ニ對スル孝養偕ハ國家ニ對スル義務亦ハ臣民ニ對スル御一統ノ面目上云々」等情ヲ具シ義ヲ盡シ此際一切ノ理義ヲ放擲シテ帰朝遊サルヘク懇請セラレ眞ニ心血ヲ注ケル親電ナリシ次テ秩父宮ヨリ御帰朝ニナル御挨拶ト共ニ其前ニ是非一度御会見願ヒタキ希望並ニ御自身ノ豫定上バリニ參上出来サルニヨリ御繰合せ英京ニ御渡リ願ヒ度キ旨ノ御親電及ヒ自自力最後ノ希望トシテ東京ニ電セル願ヲ許サレテ閑院宮殿下御自身カ「殿下ノ御心情ハ悉ク承知シアリ此際

御帰朝ニナラヌ時ハ却ツテ殿下御自身ノ御理想実現ヲ裏切ル結果トナリ益々貴宮ノ御立場ヲ不幸ナラシムルニ就キ是非共自分ノ誠意ニ免シ云々」ノ意味ノ御親電ヲ受クル等到レリ盡セル御盡碎ナリキ然ルニ殿下ノ御態度タルヤ悲痛壯烈御親電ノ翻譯ヲ讀ミ乍ラ或ハ泣キ或ハ哭カル、ニ拘ラス態度毅然一身ノ存亡一家ノ離散等ニ依リ志ヲ変スヘカラスノ意氣旺ニシテ壁立百年、天地ニ卓立スルノ慨アリ古語ニ曰ク百軍ノ師奪フヘシ匹夫モ志奪フ可カラスト、況ンヤ金枝玉葉ノ御身ヲヤ唯或ル点ノ御誤解カ懸隔万里ノ行違ヲ生シ此ノ結果ヲ生ス、

自分カ日本臣民ノ藤氏以来千年ニ亘ル臣僚ノ累罪ヲ皇室ニ償ツテ後始メテ「忠良ナル國民」ナル文字ヲ用ヒ得ヘシト謂フ所以此ニ存ス

茲ニ於テ自分ハ殿下ニ對シ「私等ハ御帰朝ニナツテモ充分ニ御理想通りノ御奉公カ出来得ルモノト判断スルモ殿下ノ御觀察ノ相違ニテ如何トモ申様ナシ唯率直ニ申上クレハ此度御帰朝ニナラヌ時ハ残念至極ナルモ或ハ御予期通り臣籍ニ降下セラル、御運命カト想像致シアリ就テハ殿下カ皇族トシテ最後ノ思召即チ或ル意味

ノ御遺言トモ申スモノヲ多々御持チタト存シマス然ルニ此ノ事ハ臣下等ニハ御漏シニナル筋合ノモノテナク必ス皇族ノ方ニ御傳ヘニナリ其ノ方ノ御力ニテ殿下ニ代リテ將來ニ於テ働キテ載クト謂フコトノ外ニ方法ナカルヘシト愚考シマス然ルニ幸秩父宮殿下猶英國ニ御出テアリ而モ將ニ御帰朝ニ就カレントスル千歳ノ一遇ノ時期トハ即チコノ時テアリマス又私カ考ヘマスニ秩父宮殿下ノ御天稟ハ必ス殿下ノ御遺志ヲ嗣キテ充分ニ其任ヲ果サルヘク其御資格モ亦極メテ好都合ノ御地位ナレハ之ニ超シタル事ハアリマセン是非此際英國ニ御渡アリテ御志ヲ御話シニナル様ニ御願申上ケマス云々」ト力説シ大ニ動カシ申シアクルコトヲ得タルモ生憎月餘ノ御惱懐ヤ御疲勞等カ重リタル次第ニヤ非常ノ高熱ノ御風邪ニテ御渡英患束ナク遂ニ御思召ノ御親書ヲ自分カ持チテ再度英國ニ向フ事トナレリ時二十二月廿日秩父宮殿下御出発ノ前々日ナリ。

三十二月下旬ノ情況

十二月廿日夕英京着午後十時半召サレテ秩父宮殿下ノ御邸ニ侍候ス席ニ陪スルモノ、林御輔道役、松平子、御附武官ノ三名ナリ此ニ於テ過日拜謁後ニ於ケル各種

ノ情況ニ對スル殿下ノ御態度ヲ報告シ今ヤ殿下ノ御心
 情ハ先日言上申上ケシ當時ノ打診程度ノ判断ニアラス
 シテ確信ヲ以テ推断申スヘキ次第ナルヲ證明シ秩父宮
 殿下トシテハ此ノ有為英邁ナル御同族ヲ救ヒ得ラルル
 最後ノ方テアルト結論シテ翌二十一日午前二時ニ及ヘ
 リ此ノ時林男突然殿下カ此ノ問題ニ入ラルヘキニ非ス
 トノ意味ヲ自分ニ指シ向ケテ「安田自分ニ全責任ヲ負
 フヘキ事ナルニ然ラスシテ若キ殿下ニ御援助ヲ乞フコ
 トノ不都合ナルヲ責メ閑院宮殿下ノ問題ニ就キ林男ニ
 依頼セルコトカ思フ通りニ成功セス其爲メニ林男カ閑
 院宮殿下ニ對シ面目ヲ失ヒシコト及ヒ更ニ再ヒ秩父宮
 殿下ニ御願スル如キハ不都合テアル」ト云フ趣旨ニテ
 非常ノ勢ニテ忠告アリシヲ以テ御前ヲ憚ルヘキ場合ニ
 アラサルカ故ニ自分ハ「既ニ武官トシテ全努力ヲ竭シ
 テ居ルコト唯最後ノ時期ニ到達セサル故決ヲ執ラサル
 迄ノコト猶自分ノ判断テハ問題ハ自分等ノ身分ニテハ
 解決シ得サル至高至深ノ性質テアリ親王殿下ノ如キ御
 地位御身分ノ方ニ於テ初メテ有效ニ當ラレ得ルコト而
 モ其ノ唯一ノ方カ將ニ欧州ノ天地ヲ去ラレ將來誰カ其
 ノ衝ニ當リ得シカ眞ニ危機一髪ノ今日何故ニ御報告申

上ケ御盡力ヲ願フコトカ不都合ナルヤ、猶自分カ今日
 御報告申上ケ居ルハ安田一個ノ人間テハナク本件ニ関
 係セル同胞唯一ノ責任者ノ言テアル國民ヲ代表セル御
 願テアル其レヲ御採用ニナリナラヌハ殿下ノ御決心テ
 アル貴男ハ其ノ御決心ニ對シ御助言申上ケル役目テハ
 アルタラフカ自分ノ發言ナリ御願ヒテ對スヘキ資格ハ
 ナイ又閑院宮殿下ノ件云々ハ自分ハ斯々ノ如ク貴男ニ
 御願ヒシタ筈タ然ルニ事実ハ斯ノ様ニ現レテ來タテハ
 ナイカ貴男ハ當局ニ如何ニ傳達シタカ當局カ之ヲ如何
 ニ採用シタカハ今言フモ詮ナキ事ナルモ自分ノ具申ト
 異ナル處置ニ就キ責任ヲ課セントスルモ應シ得サル所
 タ云々」ト述ヘ彼ニ大責任ヲ擔ハシタル故大ニ怒リテ
 更ニ縷言セントスルトキ秩父宮殿下ノ御發言ニ依リ席
 ニ留マリ得ヌ退下セリ、殿下即チ其ノ侍臣ノ無礼ヲ詫
 ヒラレ「彼ノ如キ考ヘノ老人共カ居ルカラ此ノ如キ事
 件カ惹起スルノ夕自分ハ東久邇宮殿下ノ御心境ニ共鳴
 スル……否少クモ御諒解申上ケルモノ夕是非明後日シ
 エルプール港ニテ少時間ナリトモ御目ニカ、リテ申上
 ケ度シ云々」トシテ午前三時半迄ニ電文ヲ練リ御親電
 ヲ發セラレタリ、

茲ニ於テ自分モ亦此ノ眞実熱誠ノ御同情ヲパリニ報告シ是非御病氣ヲ推サレテモ同港迄御出向有之様願出テタリ、

然ルニ翌廿一日終日ニ亘リパリヨリ何等ノ御返電ナシ、秩父宮殿下ヲ始メ一同倚門ノ情ニテ不安ノ裡ニ晝夜ヲ過シ明二十二日午前九時英國官民ノ盛大ナル御見送りニ陪シテ英京ヲ出発シ正午サウザンプトンヲ出帆シエ港ニ向フ

列車中ノ三時間船中ノ五時間佛京ヨリ等ノ返電ナシ秩父宮殿下ハ絶エス自分ノ控室ニ御臨ミアリテ質問セラルル其ノ焦慮ノ程恐懼ニ堪ヘス自分ハ唯「何トモ申上ケ様ナキモ殿下ノ御性格上萬一シエ港ニ御來航ナシトセハ必ス御丁寧ナル御挨拶ヲナサルヘキ方ト判断スルカ故ニ其ノ電報ノ來ラサルコトカ或ハシエ港ニ御出ニナル譯テハナイカト考フル旨」ヲ毎度奉答スルノミニテ午後六時半ニ及フ北海ノ風浪吹雪ヲ降シ暮色暗澹トシテ人心ヲ氷ラシ一同声無ク唯神ヲ祈ルノミ此間自分ハ遺書ヲ載シテ知人ニ托シ今ヤ思ヲ残スコトナシ既ニ人事ヲ盡クシテ最後ノ獻策ヲ捧ク總テノ丹誠ヲ皇ト國トニ致シ終リヌ所謂「求仁得仁又何恚乎」ノ悟境ニ入

ルヘキ時乎

賦鳳麟會於北海港

辛酸策成渡^ル北海^ヲ 冰濤戚々感待^レ信^ヲ

獻身殉^レ道^今奚憂^ハ 一遇成否存^ニ天命^一

時夜ヲ衝キ巨船マゼスチック号入港ス自分ハラシテ口ニ立チテ殿下ノ御在否ヲ貪ルカ如ク窺ヒシニ天祐ナルカナ旅客群集ノ先頭ニ御英姿ヲ拝スルヲ得無限ノ神祕ニ抱カルノ感アリ即チ御來船ヲ迎ヘ御握手ノ秩父宮殿下ト共ニ御船室ニ導キ御挨拶ヲ申上ケテ御会見ノ場所ヲ辞ス

自分ノ幼時毎日藤肥洲公ヲ祭ル錦山神社ニ遊フ稍々長シテ八才ノ頃偶々清正カ秀頼ヲ奉シテ家康ト会スルノ書ヲ讀ミ幼心ノ感情激シテ淚滂沱タリ祖父ト慈母ニ発見セラレテ忽チ其ノ両腕ニ抱カレ聲涙ノ下ニ教訓セラレタリキ爾來茲ニ三十余年学業ニ精進シ戰陣ニ健闘センハ一ニ貞節閭閻ニ高キ此ノ母ノ遺名ヲ傷ケサルニアリシナリ否神ナカラノ母ノ恋ヲシテ其ノ終リヲ全フセシメンカ爲ナリキ然ルニ先人ノ慈愛カ神明ノ加護カ自分ノ赤誠ヲ盡シタル此獻策將ニ成ラントス鳳雛ノ麟兒ニ会ハントスルハ「徳孤ナラス

必ス隣有リ」ノ天啓カ紛糾錯雜セル事件ノ解決モ今
ハ一ニ憑リテ皇運ト天命トニ帰スヘク蕞爾タル微臣
ノ敢テ當ラサル所ナラン乎、

御懇談約三十分出帆時ノ三分間秩父宮殿下ハ自分ヲ
船廊ニ擁シ「殿下ノ問題ハ身親ラニ於テ引受ケタ此際
ニハ御帰朝ニナラヌ尙シ自分カ内地カラ御迎ヘスル時
ハ必ス御帰朝ニナル約束タカラ今暫ク御苦勞タカ注意
シテ御仕ヘシテ呉レヨ」トテ熱淚ト共ニ御下命ニナリ
自分ハ「御同族ノ御問題テス臣下側ニ御放任アリテハ
ナリマセヌ又此ノ問題計リテハアリマセン皇国大小ノ
行事比々今然リテアリマス猶危機ハ刻々ニ迫リ居リマ
スナレハ恐縮テスカ無線ニテ親王殿下ノ御思召ヲ攝政
殿下ニ御報告アリマス様願ヒマス」云々ト言上シ殿下
カ安田ノトランチヨリ呼ハルル声ニ促レツ、乗込ミ
此ノ御会見ヲ仕遂ケタリ是レ大正十五年十二月二十二
日午後七時前後ナリ

殿下ヨリ御返事ナカリシ所以ニ就キ直チニ質問申上
ケタル所色々ノ御心事ヲ拝聽シタリ一々恐懼ニ堪ヘ
サル次第ナルカ内ニ「或ハ安田カ秩父宮殿下ト相計
リ自分ヲアメリカニ引連レン計画カナ云々」ノ事サ

ヘ申サレタリ御心中ヲ推スルノ一助ナランカ之ヲ
要スルニ皇族ノ方々ハ臣下側ノ予測シ得サル御觀念
（強迫觀念トモ云フヘキ）アリ自分カ度々繰返ス累
世ニ互ル臣下ノ特ニ權臣ノ責任ニアラスシテ何ソ、
シエ港発夜半ノ列車ニテパリニ向ヒ二十三日午前九時
着同日廿四日大ナル事件クク^{マサ}二十五日ニ至ル、

附記

陛下ノ御重患ニ就キ在外ノ殿下方カ比較的ニ悠然トシ
テ居ラル、ニ就キ疑問アルヘシ、之レ陛下ノ御常態ヲ
知ラレアルコト、内地當局ノ通信電文カ御症狀ヲ報ス
ルコトハ詳ナルモ將來ノ御見込等ニ就キテハ所謂責任
免レニテ何等言及ナシ、秩父宮殿下サヘモ御崩御ノ期
ニ後レラレシ所以ニ全ク此ニ存スルモノト拜察ス以テ諸
般ヲ推量スヘシ、

五大正天皇ノ御崩御及ヒ御帰朝

一 御崩御

十二月廿五日天皇御崩御ノ悲報ヲ拜受ス、即チ譯文ヲ
以テ殿下ニ捧クレハ殿下ハ直ニ遙拜ノ準備ヲ命セラル
後進ンテ「今此ノ御報ニヨリテ全ク形勢ノ一変セルヲ
説キ且ツ秩父宮殿下カ既ニ仲介ノ役ニ立タレタル有様

ナレバ殿下對廷臣ノ情況モ亦變化セルモノト判断スヘク假ニ殿下ノ御觀察ノ如ク重臣等皆不信ノ輩ニテ御帰朝ヲ促スタメニハ巧言美辞ヲ連ネ御帰朝ノ曉ニハ手ヲ繰スカ加キモノテアツテモ今秩父宮カ御介在ニナル以上ハ殿下ヲ欺クコトハ即チ秩父宮ヲ欺クコトトナリ恐ラク彼等ノ敢テ冒シ得サルトコロト察スヘシ且亦此際殿下カ萬一御帰朝ニナラサル時ハ或ハ秩父宮御帰朝前ニ殿下ノ御身分ノ變更ヲ来シ如何ニ秩父宮カ御盡力ニナツテモ奈何トモ詮術ナキ情態ニナリアラレンヤモ計リ難シ折角ノ秩父宮ノ御奮発モ殿下ノ御態度ニテ全く徒勞ニ歸スルトイフ結果ニナリテハ秩父宮殿下ニ對シテモ申譯ナキ儀タルヘシ、御家族御一同ノ御衷情、御兄弟ノ宮方々ノ御精神且ツハ御血筋ノ神々ノ御志等ヲ御察シアリテ一ツ御決心遊ハス様ニ安田カ最後に御願ヲ申上クル」云々ト言上シテ退下セリ、

此際御決心ノ御返事ヲ承マハラサル所カ眞ニ苦心ノ存スル所ニテ王殿下ノ御天資ノ極メテ卓絶シアルコト從ツテ此間ノ消息又頗ルデリカ―ナル所以ナリ、斯テ直ニ英京ニ電シ小松侯爵ノ御来巴ヲ懇請セリ幸ニ其ノ御應諾ヲ得同夜半パリニ到着セラル仍テ御旅館ニ

出テ從來ノ經緯ヨリ本日迄ノ情況ヲ説明シ比際侯爵ヨリ秩父宮殿下ノ御参加カ如何ニ大体ノ形勢ヲ一変セルカヲ要点トシテ御説明ニナリ御帰朝ヲ促サレ度キ旨ヲ懇願セリ侯爵ニ於テハ勿論御異存アルヘキ筋ナク御快諾アリテ色々ノ御協議ニ與リ明朝十時ヲ期シ拜謁サルヘキコトヲ約シテ拜辞セリ、

二御歸朝ノ御發言

十二月二十六日午前十時前小松侯爵拜謁セラレ御懇談アリ十一時殿下ノ共ニ謁見室ヲ出テラル、際侯爵ハ自分ヲ招カレテ「殿下ハ御帰朝遊ハサルト御諒カアツタ直ニ東京ニ電報サルヘシ」ト云ハレニ更ニ殿下ヲ省ミテ「夫レテ宜シクアリマスカ」ト伺ハレ殿下カ「宜シイ」ノ御言葉ヲ拜シタリ自分ハ直ニ「恐悦ニ存シマス誠ニ有難キ御諒テアリマス」ト申上ケ侯爵ヲ停車場迄御送り致ス旨ヲ言上シテ相共ニ退下シ車中ニ於テ色々ノ經緯ヲ承知シ十一時半ノ御發車ヲ見送りテ御邸ニ帰還セリ

三御自決ノ疑ヒ

正午御邸ニ參入セハ屬官池田氏滿面ノ涙ナリ曰ク殿下ハ御自決ノ疑アリ自分ニ「予ノ精神ハ死セリ汝等ハ吾

カ体ヲ携ヘテ歸朝セヨ電報ハ打ツニ及ハス、又安田カ
 来テモ今日ハ会ハヌ云々ト申サレタリ」トノ言ナリシ
 カハ素テ期シアル事トハ謂ヘ既ニ御歸朝ノ御決心ヲ採
 ラレタル此期ニ於テト遺憾心魂ニ徹シタルモ之ニ躊
 躇スヘキニアラス「然ルカ夫レテハ致シ方ナシ唯御歸
 朝ノ決心ヲ採ラレタル宮様トシテ御殺シ申上ケヨウ」

ト池田氏ニ宣シ自分ハ敢然トシテ御室ニ入レリ、

「今玄関ニ於テ池田カ泣キテ居リマシタカ何ト仰セラ
 レマシタ」ト言上セシニ「安田カ今迄大變ニ御世話ニ
 ナツタカ自分ノ不徳ノ爲ニ遂ニ今日トナツタ吾カ精神
 ハ既ニ死セリ君等ハ自分ノ体ヲ持ツテ歸朝シテ呉レ」
 トノ御言葉ナリ依ツテ自分ハ「今ノ御言葉ハ幾様ニモ
 拜聽セラレマスカ万一御思ヒ詰メタル御處決テモ遊ハ
 サレテハ大變テアリマス此ノ世界ノ通信ノ中心テ万一
 ノ事テモ起リマシタラ世界各國ハ直ニ之ヲ皇室ノ問題
 延テ國体問題ノ材料トシテ宣傳シ由々シキ結果トナリ
 マス、御歸朝問題以上ノ波瀾ヲ起ス事テアリマス又他
 面妃殿下、秩父宮殿下及各宮殿下ノ心根ヲ捧テノ御努
 力ハ殿下ノ御心身共ニ完全ナル方トシテノ御歸朝ヲ希
 望セラレテノ御志テハアリマセンカ余リニ御偏執アリ

テハ神サヘモ信シ得マセン何卒御心氣ヲ御一転有之ル
 様ニ願ヒマス猶電報ノ件テアリマスカ御崩御ノ今一刻
 ヲ爭フ時テアリマスカラ直ニ發電スル様御願申上ケマ
 ス」ト言上セルニ意外ニモ「御隨意ニ」トノ御言葉ヲ
 拜シタリ、

殿下ノ御平素ニ於テハ斯ノ如キ重要ナル電報ハ一言一
 句ヲ忽ニセサル方ナリ然ルニ今右ノ如キ御態度ナリ以
 テ其ノ御心情ノ奈何ヲ拜察スヘシ然リト雖トモ自分ト
 シテハ前述ノ如ク殿下ノ生死ヨリモ「御歸朝ノ宮様ト
 シテ永遠ナル御精神ヲ」生カシ上ケネハナラヌ立場ナ
 リ而モ御崩御後將ニ全二日ヲ經過セントス（東京パ
 リノ時差九時間ナリ）正ニ時ニ取ツテノ有難キ御詫ナリ
 依テ直ニ「御歸朝ノ思召ト御免許ヲ得ヘキ」旨ノ電報
 ヲ大臣宛ニ出スヘキヲ言上シ御室ヲ退キ池田氏ニ御動
 靜ヲ伺候スヘキヲ命シ直ニ車ヲ走ラシテ大使ノ官邸ニ
 至リ大使館附武官ヲ招致シ大使及武官ニ右情況ヲ話シ
 直ニ電報ヲ打電セシメ且ツ大使及武官ニ自分ヨリ電話
 アレハ直ニ醫師ヲ帶同御邸ニ參上スル様準備セシメテ
 御邸ニ引返セリ

此電報東京着ノ時宮内大臣ハ勅命ニヨリ殿下ノ御歸

ヲ促ス電文ヲ案シ東久邇宮官務監督事務取扱倉富男爵（當時枢密院議長ナリシモ嘗テ殿下官務監督ヲ拜セシ事アリテ御信任篤カリシヨリ当時モ兼職トシテ在任セリ）ト協議中ナリシ由眞ニ危機一髪ノ間ナリシト云フヘシ蓋シ勅命ノ電文バリニ至ランカ形勢如何ニ変センヤ否一変スルコトハナカルヘシト雖……慄然タラサルヲ得ス、又後日倉富男爵ヨリ「此ノ時大臣ハ貴電（即チ自分ノ報告電）ヲ見テ『噫之レテ私ノ首カ助カリマシタ』ト申シタリ右ノ様ナ人格ノ大臣ヲ對手トシテ貴官（安田ノコト）モ之レカラ色々交渉シナクテハナラヌ故心得迄ニ御漏レ致シテ置ク」云々ノ注意ヲ受ケタリ、

「私ノ首カ云々」ノ考ヘニテ御奉公シアレハコソ：ト前後数年ノ紛糾皆因テ来ル所明カナリ讓メテ「噫是レテ国体動揺ノ災ヲ未然ニ防キ得マシタ」トテモ申ス大臣テアツテ欲シキ感軋ト切ナリ大臣一木氏ハ廉潔ノ士君子ナリト聞クコト久シ然リ而シテ孟子氏ノ欲_三「潔_三犯_三大倫_三」ノ人乎？天業蕩々大乗中ノ大乘トシテ四海ニ君臨セラルル我カ神聖皇室ノ大臣タルノ器タルヤ否ヤ非常時勃発ノ因耶辺ニ存スル讀者賭

ルヘキノミ、

斯テ當日ハ御邸内後ニ御邸外ニ立盡シテ御動靜ヲ窺ヒテ後十一時過キ御寢室ノ消燈ヲ見テ稍安心シテ帰宅シタル状態ナリキ、

四御身分ニ関スル御希望御発言

斯テ不安ノ裡ニ一夜ヲ送り翌廿七日午前九時伺候ス（石井大使及仙波武官ハ八時半頃御帰朝御決心ニ就キ御祝辞ヲ述ヘニ出邸シアリシ：早朝打合ノ上）殿下直ニ自分ヲ御居室ニ召サレ「永々言葉ニ盡クセヌ世話ニナツテ感謝ス今石井大使ニ依頼シテ宮内大臣宛ニ臣籍ニ降下致シタキ旨ノ願意ヲ仙波武官ニ對シ、陸軍大臣宛ニ現職ヲ退キタキ旨ノ願意ヲ夫々傳達スル様ニ依頼シタ就テハ自分ハ既ニ貴官ヲ使ヒ得ナイ身分テアルカラ何ウカ隨意ニ退散シテ呉レ」云々ノ御詠ヲ拝シタリ茲ニ於テ自分トシテハ直覺的ニ是レハ自分等責任者ノ責任ヲ解除シテ御自決遊ハサル御意志ヲ判断スル外ナキ次第ナルヲ以テ直ニ「今ノ御詠ハ承ケ得マセン平素モ申上ケテ居リマス如ク私ハ陛下ヨリ任命セラレテ居ル身分テアリマシテ殿下ノ思召テハ如何トモ致スコトノ出来ヌモノテアリマス今陛下ヨリ任務ヲ解クト云

フ電報テモ參リマスナラ免モ角、然ラサル場合ハ御迷惑テモ御附申上ケナクテハナリマセン、又右ノ件ハ別トシ殿下ハ何ト云フ馬鹿ナ事ヲ仰セニナリマシタカ軍事上ノ教訓ニ於テモ遠隔セル情況不明ナル部隊ニハ詳細ナル命令ヲ與ヘス或ハ訓令ヲ以テスルト申ステハアリマセンカ今殿下カ御帰朝ノ御決心ヲ採ラレマシテバリノ遠方ヨリ御帰朝後ノ御身分ニ関スル御願……他面ヨリ見マスレハ証文ヲ御出シニナルトハ法外ノ事デアリマス東京ニ御歸リニナリテ親ラ内外ノ情勢ヲ御觀察ニナリ將來ノ推移ヲ御判断ニナリテ進退ヲ律シ大キク出テ小サク出ツル等皆其ノ際ニ於ケル御決心ニ待ツヘキテハアリマセンカ然ルニ御輕卒ニモバリニ於テ其ノ證文ヲ御出シニナル等誠ニ平素ノ御態度ニモ似ヌ事テハアリマセヌカ」ト詰メ寄リ申上ケシニ「安田ハ未タ自分ノ心境カ判ラヌ自分ハ此處十數年皆公事ヲ基トシテ一切ノ事ヲ律シタ然ルニ自分ノ不徳ノ爲メニ今斯ノ如キ窮狀ニ陥ツタ安田ハ猶自分ニ公事ニ働キ得ル余力アリト見ルカ……」ト仰セラレテ御感情激シ声涙共ニ降り復御言葉ナシ、是レ他ナシ殿下ヨリ日本ノ當局否官民否社会ニ對シテ絶縁ヲ宣セラレタルモノニ非スシ

テ何ソヤ、自分ハ御返答申上ケル言葉モナク唯「御誠ニ恐レ入りマス出家シテ道ヲ修ムルモ亦人生ノ一面テアリマセフ……」ト逆ニ申上ケテ御前ヲ退下セリ、
附記 殿下ノ臣籍御降下問題ハ結局ニ於テ三階梯ヲナスカ如ク拜察ス、

一 皇族問題ノ大原則ニ觸レタル御希望、明治天皇御在世中ニテ皇孫殿下續々御誕生アリ皇統ノ御不安ナキ時ニ願出テラレシモノ……此ノ問題カ不幸ニシテ重臣連中ノ誤解曲解ニ遭ヒ御同族間ニモ或ル陰影ヲ胎サルノ原因トナリ延テ御滞佛間ノ問題ノ誘因トナリシモノナリ、

二 御滞佛中冤情ニ基ク運命開拓ノ一方法トシテ御決心ニナリシモノ、

三 前述日本ノ社会ニ對スル絶縁ノ意味ニテ當局ニ對シ申出テラレシモノ、

自分ハ此ノ御希望ニ對シ終始左ノ意見ヲ以テ御相手申上ケ且ツ其ノ言責ノ如ク努力シテ今日（昭和八年）ニ及ヘリ

一 皇族制度ノ根本問題ニ觸ル、御希望ナレハ御同意申上ケ但シ皇族トシテ皇室ノタメニモ國家ノタメニモ

應分ノ御奉公ヲ擧ケラレタル後ニ御實施アルヘシ、
 二出家修道ノ爲メナラハ救国濟世ノ御決心ノ如何ニヨ
 リ御同意申上ク、

右附記ハ一切ノ問題ノ秘鍵ナレバ参考ノタメニ記述セ
 リ讀者之ヲ諒セヨ、

五御帰朝ノ経過

十二月二十六日午前十一時御帰朝ノ御決心ヲ発表セラ
 レ爾後数日ノ間否昭和二年一月廿九日横浜御上陸迄ハ
 悲喜憂安交々到ルノ経過ヲナセリ其間二三ヲ摘記セン、
 一御身分ニ関スル當局ノ御返事、

當局ノ返事ハ要旨トシテ「御希望ノ通り取り計フヘ
 ク御大葬ノ期ニ間ニ合フ如ク御帰朝願ヒ度シ」云々
 ノ返電ナリ、

此ノ返事ヲ出ス手續キトシテ當局ノ採リシ手段及
 其ノ根本ノ精神ハ帰朝後承知シタル所ナルカ（久
 邇宮殿下及倉富男爵ヨリ）許スヘカラサル所行ナ
 リ、

二御離佛ノ状況

十二月廿六日ノ御決心一月五日ノパリ出発ノ僅々十
 日間ノ間ニ於テ自分及屬官ヲ指導セラレテ一切ノ處

置ヲ終ラレ御自身個有ノ一切ノ秘事（万一アリトセ
 ハ）ハ自分等サヘ何等関知セサル間ニ見事ニ所置セ
 ラレアル其ノ御手際ヲ拜シテモ如何ニ俗間流布ノ言
 説カ事實ヲ裏切りアルカヲ判断スヘシ、

猶之レニ就キ昭和二年ノ頃一外国夫人（実ハ太平
 洋航海中自分カ御紹介シテ拜謁セシメタル米国籍
 ノ佛老婦人）ノ横浜ニ来リシニ関シ捏造セル風評
 流布シ某宮内大臣等之ヲ信シ大ニ論難セシ等ノ事
 件アリタリ輕卒不謹慎ノ極ナリト云フヘシ君子悟
 義小人悟利ノ利カ色カ各々自ラノ心ヲ以テ他ヲ律
 ス市井ノ小人ハ以テ恕スヘシ君徳輔翼ノ近臣ニ於
 テ豈免サルヘケンヤ、

三御帰朝経路ノ選擇

米國經由ノ一便船及西比利亞經由ノ二アリ自分ハ殿
 下ノ御心境ニ就キ非常ナル不安ヲ有スルヲ以テ航海
 距離ノ最短ナル西比利亞ノ朝鮮線ヲ主張セルモ石井
 大使ハ赤露政府ノ殿下ニ對スル思惑ヲ恐レ米國經由
 ヲ主張セリ色々協議ノ結果米國經由ヲ採用セリ（此
 間ノ苦心ヲ觀察スルノ材料タラン）、

六御帰朝

一月廿九日天晴ル拂曉稍ニ過キ房總ノ連山煙霧ノ間ニ現レ次テ秀靈ノ富岳雲表ノ上ニ聳ツ自分ハ如何ニ此ノ景ニ憧憬シテ居タテアラフカ各種ノ意味テ而シテ分如実ニ之ヲ視タノテアル、

晴れの國に秀つる富士の根に

神集ひてそ我を迎ふる

朝日さす富士の神山神集ひ天一つ

今帰ります兒子を迎ゆる

トハ心魂ノ底カラ湧キ出ツル叫ヒソノモノテハ無いタラフカ実ニ自分ハ今迄唯自分ノ赤誠心ト神ヲ對手ニシテ居タ計リタ天ニ頼リテ居ツタ計リテアツタ、今此ノ絶景ニ打タレタ時其所ニ神々カ集ヒテ自分ヲ抱イテ下サルコトハ有リ得ナイ事タラフカ否實際自分ハ斯ク照觀スルノタ勿論懐シキ母モ妻モ子モ亦神ノ姿テアツテ其ノ内ニ慎シ氣ニ而モ喜シ氣ニ——、斯テ御乗船ハ九時過キ港外ニ着キ檢疫開始ト共ニ一木宮内大臣閑屋次官仙石總裁及倉富議長金井宮家事務官畑陸軍次官等十數名ノ大官連中乗船シテ拜謁ス（此時當局ノ希望セル本日聖上陛下ニ拜謁ノ際奏上セラルヘキ御言葉ニ就キ若干ノ違疑起リタルモ無事ニ解決ス）次テ御上陸迄若干時ノ間相集リテ自分ニ對

シ努力ノ功績ヲ稱揚セラル、モ誠ニ巧言金色ノ極ミニテ所謂城狐社鼠媚ヲ余輩ニ迄呈シテ恥チス擾々熙々ノ腐腸漢ノミ類ヲ以テ類ヲ延クカ加ク一瞥シテ胸腹マテヲ透見シ得ヘシ君側ニ人ナシノ嘆之ヲ聽クコト久シ親シク接シテ其人ヲ見ル言誤ナラサルヲ知ル、英聖文武ノ青年陛下ノ御左右ニ巨人偉物ノ大徳大才ヲ進メ度キモノソ

暫クシテランチニ御移乘ニナリ上陸点ニ向ハル棧橋上ニハ秩父宮殿下第二王子ヲ抱キ上ケテ遙カニ指シテランチ上ノ殿下ヲ教示セラレツツアリ眼頭既ニ濕スモノアリ

一棧橋上ニ於ケル妃殿下王子各殿下、秩父宮梨本宮久邇

若宮各殿下方ニ對スル御交歡其他記載ノ要ナシ唯感激

アルノミ、

二特別列車ニ御搭乘ホーム其他ニ御出迎ヘスル官民一同

ニ對スル御態度等今更申スヘキ様ナシ唯若干ノ御興奮

ヲ拝シタル如キモ衆心ヲ掌握シテ余サルル処ナシ、

三東京駅ニハ閑院宮殿下始メ多數ノ皇族御出迎ヘアリ此

時ニ於テ逸スヘカラサル光景ヲ拝シタリ、

原來殿下ハ某宮殿下ノ御態度ニ就キ御不滿？ノ御境地アリシヤト判スル所アリ此際ニモ稍其ノ御態度ノ顯レ出テントシタル一切那某宮殿下一步進マレテ無言ノ間

ニ擧手ノ儘目視ノ御交換アリ其情眞ニ迫ツテ（傍者サヘモ心ヲ打ツモノアリ）意味実ニ深遠ナリ殿下即チ姿勢ヲ正シ改メテ口中一言ノ御挨拶……流石ニ血〇〇〇〇争フ可カラサルモノアリテ存ス、

四斯テ宮内省差出シノ自動車ニ陪乗シテ赤坂離宮ニ向フ車中ニ於テ「殿下本日東京ホームニ於テ如何テアリマシタ〇〇宮殿下ノ御顔御胸中何トモ申サレヌ有様テハアリマセヌカ：斯ノ如ク殿下カパリニ於テ御思ヒ詰メニナリシコト、東京ノ實際ハ異ル次第テハアリマセヌカ何ウカ以後ハ全ク白紙ノ状態ニ還ラレテ公平ニ日本ノ實際ヲ御覧ニナツテ頂キ度キモノト存シマス」ト申上クレハ「誠ニ本日ノ〇〇宮ノ御態度ハ意外テアツタ誠ニ辱ナキ次第タ」トノ御言葉ヲ拜シタリ、

五赤坂離宮ニ於テ 天皇陛下ニ拜謁御悔ミ其他ノ御挨拶奏上セラレテ退下、

六宮城ニ參内 先帝陛下ノ 宮ニ御拜アリ次テ大奥ニ進マレテ皇太后陛下ニ拜謁遊ハサル御挨拶等終ラレテ御退出ノ際隣室ニ於テ「東様ハカリハ昔ト少シモ御変リナイ東様タ」ト老女宮等カ讚嘆シ喜ヒアル聲（永ラクパリニ御滞在ニナリテ嘸ヤバタ臭クナツテ御帰りカト

私ニ御案シアリシ空氣ヲ裏切りテ飽クマテ男々シキ潑刺タル御態度ニ感セラレシモノナリ）ヲ漏レ聽キツツ陛下ノ御側近ノ空氣其ノモノノ好転ヲ察知スル一資料カト欣ヒツ、退下ス

七斯テ當日ノ公的ノ御行動モ終ラセルヲ以テ御邸ニ御歸還否九年振りノ御帰朝ニ陪シテ自分トシテハ初ノ參邸ヲナシタリ御邸ニ於テハ公私ノ御縁故者無数ノ歡喜ノ渦巻キナリ、自分ハ妃殿下王子殿下御同席ノ間ニ於テ拜謁ヲ賜ハリ優握心魂ニ徹スル御諛ヲ拜シ自分モ恐れ入ツタル事ナレト永ラクノ間ノ御心痛御懊惱ヲ拜察シ且ツ自分ノ不肖ノタメニ充分ノ御奉公出来サリシ事ヲ御託ヒ申上ケテ御前ヲ退下セリ

爾後御邸ヲ退出舅父福田雅太郎ニ伴ハレ留守ノ子供等ヲ收容養育セル其ノ私邸ニ帰ル待ツヘキ者ハ死ンテ神棚ニアリ孤兒孫童ノ淋シク迎フルノミ唯嫁家ノ両親及義妹弟ノ慈愛深厚ナルアリ彼等ノ至幸之ニ優ルモノアラン両親等ハ自分ノ此ノ大任ヲ全フシテ帰リタルヲセメテノ餞トシテ亡妻亡兒ノ事ヲ偲ヘルモノノ如ク、子供等ノ成長状態經過、亡妻ノ余ノ職責ニ對スル思ヒ遣リ其ノ発病内至死亡、偕ハ既亡ニテ

未見ノ末子ノ天稟容貌其ノ死等々語ルモノモ聞ク吾レモ涙ナラサルナシ然リ妻ノ死モ子ノ死モ亦立派ナル法輪ヲ転セシナリ自分ノ任務達成上ニ或ハ自奮ノ賜物トナリ或ハ他力ノ縁因トナリ貢獻スル所決シテ鮮少ナラス心ヨリナル禱リヲ神前ニ捧ケツツ生残り然モ五年振リノ再会ニ親ト子等ト相擁シテ撫スルノミ、

然レトモ此ノ團欒ノ仲ニアリテ自分ノ胸中ニ消スヘカラサル、或ルモノカアル鬱勃タル或ルモノカアル此レカ絶ヘス「今カラカ眞ノ戰爭タソ油断スルナ敵ハ大敵タソ覚悟セヨ」ト自分ヲ刺戟シ鞭撻スル……外觀ヨリ此ノ自分ノ心ノ戦ヒ否自分ノ心中ノ戦ハ即ニ勝敗ハ決シテキル此ノ勝利者ノ宣戰其ノモノノ換言セハ三年ニ亘ル予ノ日本人トシテノ苦闘ノ根底真相ヲ知ラサル：（此ノ事ハ説明スヘキ筋ノモノテハナイ從ツテ知ルヘキ筈カナイ唯達道ノ二三子位ヒハ想像シアルヘキモ）者ヨリ觀レハ予ノ當今ハ將ニ日本一ノ誇リヲ持チテ大得意然トシテ居リテモ差支ヘナイト爲シ得ル場合ナルヘキモ予カ一向ニ然ルカ如キ歡喜狀態ニナラサルヲ不思議視スルカ如クナリシ蓋

シ是レ予ノ修養ニヨル謙遜ノ美德ニヨツテ然ルニ非ス予ノ胸中ニハ猶之レニテ安スル能ハサル或ハ從來ヨリ更ニ困難ナル更ニ醜惡ナル爭鬪ニ臨ムノ大決心大覚悟カ常住不斷ナリシニ基因ス茲ニ若干私事上ノ記述ヲ許セ、

幼ケナカリシ吾カ子等ヨ其等ヲ聽カスヘキ、否話シテモ判リ得ル御身等テハナイ、嗚ヤ無情ナリシ父ト思ヒシ事モ多カシナラン、母ナキ御身等ニハ二人分ノ心ヲ配ルヘキ父カ一人前ノ心サヘモ配リ得サリシ事ノ情ナカリシハ知ラサリシ御身等ヨリ知リアル此ノ身ハ更ニ更ニ苦シカリシ事ソ而シ此ノ身ハ此ノ身ナラテハ盡シ得ラレナイ或ル仕事カアツタノタ、其ノ仕事ノ爲ニハ御身等ノ數ヘ得ナイ數多キ先祖方カ命ヲ投ケ出シテ働キ死ニ、或ハ其ノ爲メニ無ヲ捧ケ死ニセラレタノタ然シテ此ノ父ノ身モ其ノ爲ニ働ク様ニト神様ノ姿ニテ御命シニナルノタ、御身等ニ對シ足ラサル事ハカリテアツタ併シ御身等カ成長スレハ分ツテ呉レルタラフト自らニ慰メナカラモ併シ朝ナタナニ皆ノ生ヒ立チヲ見詰メナカラ其時、其時ハ再ヒ返リ来ヌ大切ナ時期、還境等ヲ惜シミ乍ラ忍ヒ

シ此ノ身ノ苦シサハ、猶且此ノ身ハ所生ノ両親ニ優レル大思アル婚家ノ福田家ノ両親ニモ背キシ不義者タリシ心ニモナキ「軍人カ嫌ヒタカラ止メル」云々ト迄虚言ヲ申シテ少尉時代ヨリ手塩ニカケラレ遂ニハ「自分ノ亡母ニ對スル孝養ノ心ヲ盡シタキカラ長女ヲ貰ツテ汝ノ母様ヲ孝養セヨ」トノ志迄施サレテ而シテ幸ニ將來ノ前途モ視極メ得タ其ノ時ニ於テ弊覆ヲ棄ツルカ如ク軍職ヲ擲ツテ両親ノ志ヲ裏切ツタノタ、年老ヒテ老後ノ奉仕ヲ必要トシ風樹ノ歎ハ既に自分ノ慈母ニ於テ味了シアルニモ拘ハラス大義滅親遂ニ所信ノ下ニ走ツタ此ノ結果ノ得喪禍福ハ素ヨリ今ニ於テハトセラレヌ又事タ、百年ノ後百世ノ後ヲ待ツヘキモノタ其他幼時ヨリ「鏡サンハ御母様ノ事ヲ考ヘテ人並ノコトテハ云々」ト励マサレタ縁辺故奮ノ人々、恩師先輩又親友後輩ノ洪恩、期待等ヲ裏切りシ事モ申譯ナキ仕義又淋シキ極ミテアル併シナカラ此等ノ方々ノ御恩恵ニ依テコソ此ノ大決心カ出来タ次第テ又夫レニ進ムコトカ即チ御報恩タト觀念スル所以タ 孰レニシテモ自分ハ周圍ニ背キ（之レハ精神的ノ動念ヲ表記スルコトニテ行動ノ表面ハ

絶ヘス殿下ヲ狭キヨリ廣キニ小ヨリ大ニスル爲メニ自我ヲ殺シ謙遜ニ謙抑ヲ重ネ、眞ニ自己ノ心境ヲ滅却シテ行動シタリ）独リ或ル事ニ精進シタ縦令首陽山ノ蕨ヲ採ラサルモ少クモ其ノ覺悟テ仁ヲ求メタ幸ニ判ツテ貰フコトカ出来ルテアラフ、冗長ニ私事ヲ記載シテ嫌忌ヲ招キシコトト案ス幸ニ諒セラレタシ以降私事上ニ就キ幾多ノ事件惹起セシモ之ヲ記サス唯夫等カ自分ノ公的ノ問題ニ何等ノ影響ヲモ與ヘナカツタト云フコトヲ保証シテ置ク、

八翌日各皇族殿下ノ御訪問ニ陪シテ御相互間ノ御情合等ヲ拜シ有難ク感シタ特ニ久邇宮殿下及伏見宮殿下ノ御態度等ハ何トモ申シ得ヌ御配慮タト感佩シタ、

此間車中ニテ殿下ヨリ「折角帰朝シテモ奥サンカ居ラヌノテ淋シイタラフ云々」ト御慰問カアツテ恐縮シタ実ニ飽マテ理性ノ間ニ燃ユルカ如キ人情ヲ包蔵セラル、方タト感謝スルノミ、

七御諒闇中ノ情况

斯テ御大葬モ終了シ御諒闇中ノ經過トナル此間ハ皇族御自分ノ事等ハ總テ手ヲ附ケ得サル時期ナリ而シテ自分トシテハ此間ニ於テ當局ノ臣下側ヲ説伏シテ臣下側ノ御願

ヒトシテ殿下ニ嘗テ御申出ノ御願ヲ撤回致シテ載ク様ノ形式ニ運ハセ度キモノトノ考案ヲ努力スヘキ時ナリ當初四五ヶ月ノ情況偵察ニテ概ネ次ノ如ク判断セリ

一皇族殿下方々ハ眞実殿下ノ臣籍降下ヲ希望セラレヌ殊
 二久邇宮殿下ノ如キハ宮内省ノ予期ニ相違シ「自分ノ兄弟中將來降下ノ御為メニ成得ル者ハ彼一人ヲ陸軍カ見棄テ宮内省カ見棄テ、モ自分ハ見棄テナイ」ト云フ
 御思召ナルコトヲ御發言ナリシト承知ス、

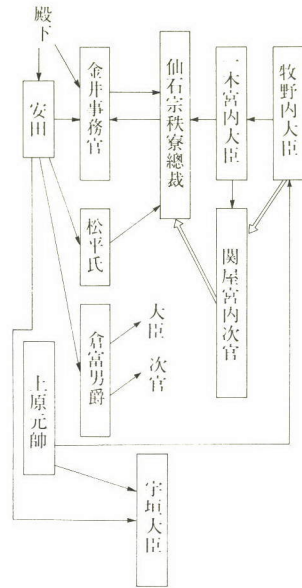
二宮内省ハ將來ノ行掛ニ上強硬ナリ又此機会ニ英断ニテ將來ノ累(?)ヲ除カントスル意志アリ而テ殿下ノ方ヨリ正式ノ御願ノ出ツルヲ待ツ勢ニテ万一否ラサル時ハ強フル事スラ敢テスルコトヲ諷スル狀ナリ

三元老ノ考ヘハ不明瞭
 以上ハ宮家ノ宮内事務官金井二郎氏ノ話ヲ言トシ自分身(マダ)ラ上原元帥、倉富議長、松民慶民氏其他ニ就キテ確メタル情勢ナリ、

四陸軍省ノ意見ハ殿下ヲ承知シ上ケアル將官將校ハ皆擧ツテ殿下ノ將來ニ滿腔ノ御期待ヲ願ヒアルモ宇垣陸軍大臣ハ必スシモ好意ヲ抱キアラス且ツ宮内省ト提携スルノ準備アルハ其ノ政治上ノ野心ヨリ見テ明カナリ、

右ハ自分ノ觀察及ヒ先輩同僚ノ援助ニテ偵察セル情勢ナリ、然ルニ茲ニ於テ自分トシテ努力スルニ一ノ困難ナル事項アリ其ハ自分ノ職責上宮内當局ニ對シ直接交渉シ得サルコト之レナリ勿論松平氏(宗親課長ニテ皇族ノ御事項ノ主任者ナルモ殿下ノ問題ノ如キハ大臣次官等カ直接其ノ衝ニ當ル事ナレハ同子モ非常ニ盡力セラレシニ拘ラス肝緊ノ大臣次官等カ自分ヲ回避スル傾キアルヲ以テ奈何トモスルヲ得ス已ムヲ得ス其ノ方面ノ應酬ハ宮内事務官タル金井氏當ラサルヘカラス同氏ハ留守中隨分苦勞シタ唯立派ナ人物ナルモ身分カ宮内省ノ役人ナレハ大臣次官ニハ對抗スヘキ力ナク事毎ニ氣毒ナル情勢ナリ(…不幸問題解決後翌三年二月長逝セリ氣毒ニ堪ヘス)、
 斯テ七八月ノ頃ヨリ大要左ノ如キ手配ヲ以テ行動ヲ起シ一進一止互ニ應酬アリシカ結果ニ於テ味方ノ敗亡ニ歸セリ何タル話ソ自分ハ是レカ国体ノ実情カト驚倒スル次第ナリ、

殿下カバリニ於テ當局ノモノ共ハ唯自分カ帰朝サヘスレハヨイノタ世間的ニ其ノ責任サヘ濟サハ後ハ如何ニナリテモ構ハヌノタト觀破セラレシ通りニテ自分カ然ルニ非スト當局ノ人々ヲ辯護シタルコトノ申訳ナキ：



應酬ノ事項ヲ摘記セハ、

一當方ヨリ、殿下ノ願ヒ出テハ當局ノ仕向ケ等カ當局ノ方テハ其ノ考ヘテハナキモ永キ間ノ紛糾等ニテ思ヒノ外ノ結果ニナツテ遂ニ日本ノ社会ニ對シ絶縁スルノ御心持ニ成ラセラレタノタカラ當局ノ方ニ落度ハナイトスルモ相手カ皇族ノコトデアレハ此際ハ「御帰朝ノ際ニ御希望ニ副フ如ク致スト申上ケマシタケレト御帰朝後ニ色々承知シマスレハ自分等カ今迄其ノ考ヘニテ致シタ事テハアリマセヌケレト色々ノ事カ大變ニ御思召ニ副ハナカツタ由テ其ノ爲メニ斯ノ様ナ御不満ヲ惹

キ起シ遂ニハ斯ノ様ナ御決心ヲ採ラル、ニ至リシ由テ誠ニ申譯アリマセン就キマシテハ私共ノ不行届ヲ御託申上ケマスカラスノ御決心ハ此際御中止願ヒマシテ陛下ノタメニモ又國家ノ爲メニモ皇族トシテ御働キ願ヒタシト存シマス」ト當局カラ殿下ヲ慰留スル形式ニテ處置シテ欲シ、

二當局ヨリ、夫レハ出来ヌ當時ノ返事ヲ差上クルニハ皇族様一二方ノ御同意ヲ得且ツ陛下ノ御内意モ承ツテ居ル譯タカラ今更變更等ハ出来ナイ、

此ノ御内意云々カ問題ナリ當時ハ大臣ノ處置トシテ此處マテ進ムヘキモノナルヤ否ヤ倉富男辺リハ意見ヲ有セシカ如シ、

三當方ヨリ、然ラハ大臣トシテ當時電報ニテパリノ情勢ヲ判断シテ、御内意ヲ伺ツタトシテモ今斯々ノ事情カ判明シテ當時ノ事情ト異ル現在ニ於テ處置ナキヤ、縱令一度御内意ヲ得タトシテモ「御帰朝後色々御事情ヲ承ハリ見レハ自分等ノ至ラサルコトカ原因トナツテ斯ノ様ナ御願ヒヲ出サレタルコトヲ承知シマシテ恐懼ニ堪ヘマセヌ就テハ：」ニテ陛下ニ願出ツレハ陛下ハ御喜ヒ遊ハスキハ勿論テハナイカ之レヲ致スコソ大臣

ノ責任テハナイカ云々、

以上

然レトモ昭和二年十一月頃陸軍方面ハ白川大臣時代ニテ漸ク自分ノ説得ニ同意シ自ラ進ンテ殿下ニ御願ヒスル決心ヲ採リ呉レタリ之レ他面上原元帥ノ努力ニ待ツコト大ナリシト思フ、茲ニ於テ問題ノ進展解決ノ途ナク刻々ニ諒闇明ケハ近迫ス勢ニ迫ラレハ殿下ニハ正式ニ御願ヲ出サレサルヘカラス而モ殿下ハ自ラ狂ケテ屈スル方ニ非ス苦心慘憺シタルモ結果ハ再ヒ秩父宮殿下ニ御縋リ申ス外ニ策無シ依テ十一月末数度拜謁ヲ願ヒ殿下ヨリ、

「宮内省當局ヨリ殿下ニ對シ御詫ヒヲ申シ上ケテ臣籍降下ノ御申出ヲ撤回シテ戴ク様ニ御願ヒスヘキ順序ト考フルモ當局ノモノカ其ノ通りニ致シ兼ヌル由就テハ此際殿下カ其等ノ者ヲ相手ニシテ固執ナサツテハ彼等ト掛代ヘモ出来ナイ所ノ御身分ナリ御天職ヲ放棄セラル、ト申ス事ハ恐レ多キ事テアリマス彼等ノ足ラヌ所ハ眼中ニ置カス殿下ハ唯神ヲ相手ニシテ御進退ニナレハ宜シイノテスカラ此際殿下ノ方ヨリ頭ヲ下ケテアノ願ノ件ヲ撤回スル様ニ遊ハサル様ニ」ノ意味ヲ御勸告願ヒ度キ旨ヲ懇請セリ、

此間些少ノ經緯アリシモ秩父宮殿下ノ御採用ヲ得テ前後

二回程御邸ニ御招待有之色々御懇談アリシ如ク殿下ニ於テ自発的ニ宮内省ニ御挨拶アルヘキコトニ結着セリ、

御帰朝後殿下ノパリ以来ノ御習慣トシテ毎日二時間位必ス汗ヲ流ス御運動アリテニス、ゴルフ、等ヲ選ハレタルカ其ノ御相手ヲスル連中ニモ色々手ヲ回シテ殿下ノ御待遇方法ニ就キ依頼スル所アリシ勿論世ニ謂フ平民的（實際ハ夫レカ眞ノ皇族ノナリ平民的等云フハ誤リタル流行語ナリ）ノ方ナレハ御相手ノ人々心カラ御歡迎申上ケシ次第ナリ而シテ此ノ間ニ於テ殿下ハ「日本ノ社会ノ人々ハ自分ヲ見棄テテハ居ラヌ」ト云フ御觀察カ出来テ居ツタ事モ亦秩父宮殿下ノ御勸告ヲ有効ナラシメタ所以ナリト拜察ス、

斯テ十二月七日夕自分ヲ御居間ニ御召シニナツテ非常ニ御興奮ニテ「残念乍ラ宮内大臣ニ身親ヲ頭ヲ下ケテ頼ムノタ」云々ノ御言葉ナリ自分ハ御帰朝以來彼等臣下等ヲシテ殿下ニ對シ御願ヒ申出ス様ニ努力ヲ致シマシタケレト微力ニテ其ノ意ヲ果サス誠ニ面目アリマセン而シ相手ヲ御身分同等ト御考ヘニナレハ御腹モ立ツテアリマセウカ相手ヲ單ニ番頭タト思ヒ代ヘラルレハ宜シイテハアリマセンカ而シテ飽ク迄神々ヲ相手トシテ之等世ノ中ノ有

衆無衆ヲ眼中ニ置カス御天職ニ遇進^(マ)ナサルヘキテアリマ
ス猶又彼等ト殿下ヤ私等ハ年齢ヨリ見テモ十年廿年ノ差
カアリマス彼等カ如何ニ日本ヲ指導シテモ吾々ハ吾々ノ
御奉公カ出来マス嘸々御心中ハ御不満テアリマセフカ御
忍耐願ヒマス」ト血涙ト共ニ申上ケタリ當時ノ御情態ハ
パリ同様筆舌ノ及フ所ニアラス、

斯テ翌十二月八日宮内大臣ヲ召サレ殿下親ラ大臣ニ對シ、
……………宜シク御取リナシヲ願ヒ度
キ」云々ノ御詔ヲ申サレ大臣トノ間ニ於テ色々ノ御應酬
(彼一流ノ法理的ノ事ナラン)アリテ此件ノ御意志発表
ヲナサレタリ、

十二月十四日陸軍大臣ニ對シテ軍職辞退ノ件ノ撤回スル
ノ希望及其ノ盡力方ヲ御依頼アリタリ
茲ニ於テ多年紛糾ニ紛糾ヲ重ネシ當面ノ問題ハ一先ツ解
決セリ、

昭和三年正月殿下ノ第一師團司令部附ニ御転任以後ノ御
活躍、御努力ハ人目ヲ聳ツル所何等ノ贅言ヲ要セス特ニ
近衛歩兵第三聯隊長トシテノ御勤務ハ実ニ万人ノ讚仰ス
ル所當時聯隊ノ將士カ編纂セル書籍ハ其ノ一面ヲ記スル
ニ過キササルモ以テ御盛徳ノ大ナルヲ拜スヘシ猶此間二三

ヲ摘記ス、

一聖上陛下ヨリ 特別ノ御下賜品及ヒ金員ヲ下賜セラ
ル 聖恩洪大感激ニ堪ヘス、

二猶諸宮家殿下ヨリモ有難キ御下賜品ヲ賜ハリ感激ニ堪
ヘサル所ナリ、

三殿下御帰朝後御職務ハ陸軍士官学校附ナリ然ルニ殿下
ハバリニ於テ自分ノ意志ヲ表示シタ故勤務ニ就カスト
ノ御意見ナリ自分ハ然ラス陛下ノ御裁可ナキマテハ勤
務セラるヘキモノタトノ意見ニテ絶ヘス言上申上ケテ
居レリ然ルニ此件カ段々ト陸軍當局ニ於テ問題トナシ
自分ニ意見ヲ求ムル所アリ自分ハ前述ノ通りナルモ又
一面ハ殿下ノ思召ノ点ニ考慮セサルヘカラサル点アリ
即チ陸軍々職辞退ノ希望ヲ起サル、原因之レナク其レ
ハ全ク軍人中ニ過失ヲ冒セルモノアリ依ツテ終局ノ根
本問題ニ觸ル、要無シトスルモ軍部ニ對スル殿下ノ御
感情ヲ和クル爲メニ大臣トシテ陳謝スヘキ件(約四件
アリ)ヲ大臣ニ於テ御詔ヒ申上ケルカ先決問題ナリト
シ次官ヲ説キ次テ自身宇垣大臣ニ會ツテ之ヲ促シタリ
若干ノ經緯アリテ大臣ハ表面之ニ應諾シ殿下ニ拜謁ヲ
願ヒタルモ……結局衷心ヨリ御詔ヒヲ申上ケサリシカ

如シ依テ自分ハ再度大臣ニ迫リテ漸ク後日ニ問題ニ觸レタル陳謝ヲシタリ右様ノ次第二テ殿下ノ對陸軍感情一轉セス種々ノ事態惹起セルモ学校長眞崎少將ノ誠意ニテ幾分好轉シ一週二回御出勤ニナルコトニテ落着セリ、

四名古屋地方ノ大演習ニ御陪觀ノ件モ亦問題トナレリ此際陸軍大臣白川大將參謀總長鈴木操六兩氏ノ希望アリテ自分ノ意見ヲ徵セラレシ故自分ハ大臣、總長自ラ拜謁シテ事情ヲ述ヘテ御陪觀有之ヘキヲ言上セラルレハ必ス出来ルト教示シタルモ兩人共成否ヲ懸念シタル結果ニヤ進ンテ拜謁ヲ願フ勇氣ナク遂ニ大演習ニハ局外者タル教育總監武藤大將ニヨリテ御陪觀ノ件成就セリ五御諒闇明夜皇太后陛下ヨリ拜謁ヲ賜ハリ親シク有難キ御詫ヲ拝ス

……殊ニバリニ於テ誰一人相談スルモノモナキ所テ嘸ヤ苦勞ヲシタテアラウト深ク察シマス……猶留守ニハ夫人ヤ小供ヲ失ツテ重ネ重ネノ不幸深ク同情シマス……至レリ盡セル御志感激ノ外ナシ、仍テ御許シヲ得テ、殿下ノ御心情ノ一端ヲ奏上シ「終ニ於テ、内地ニ於テ一番御心配遊シタ方ハ恐れ乍ラ皇太后陛下ニ在ラ

セラル、ト存シマス併シ私ハ申上ケマス、東久邇宮ハ陛下ノ御心配遊ハシ甲斐ノアル御方ニ在ラセラレマス必ス將來皇室ノ御爲メニモ國ノ爲メニモ立派ナ御働キヲ遊ハス方ト存シマス」ト奏上セリ、次テ御手カラノ御下賜品ヲ賜ハリ退下ス、

眞ニ之レテバリ以來ノ事思ヒ残ルコトナシト思ヘリ有難キ事ナリシ

八其後ノ情況並ニ結尾

斯テ殿下ハ茲ニ心氣一轉皇族トシテノ天職ニ御盡碎ニナルコトトナツタ殊ニ近衛歩兵第三聯隊長ノ御職務ニハ常人ノ企テ及フ所ニ非ラサル御努力アリ、天資英才ナリ教養ハ至レリ盡セリ而モ日進月歩ノ向上心アル方ナリ年齢ハ普通ノ聯隊長ニ比シ一廻リ若シ體力ハ壯健ナリ（嚴冬ワイシヤツ一枚ズボン下無ノ薄着ノ方ナリ）身分ハ身分ナリ是レテ聯隊ノ眞ノ成績カ上ラサレハ日本ハ亡國ナリ然リ眞ニ全聯隊ノ將兵生キ甲斐ヒアル生活ニ陶醒スルカ如カリシ而モ殿下ノ御努力ハ單ニ直屬系統ノ三大隊長ト一副官及若干ノ委員等ヲ掌握セラル、ニ過キス各級幹部ノ命令系統ヲ明瞭ニシ握ルヘキヲ握リ豪モ他ノ職責ニ干渉セス眞ニ統御ノ妙諦ヲ体得セラレアルナリ

然レトモ殿下ノ眞意ハ單ニ聯隊長ノ職責ニ非ルナリ皇族トシテノ天職ニアリ故ニ其ノ公務ノ間意ヲ注カル、ハ内
外ノ政情國民ノ生活國民ノ産業經濟ノ問題等一トシテ理
解セラレサルナリ（パリ時代ノ毎日ノ讀書時間ハ六時間
ヲ下ラス聯隊長ノ激職中ト雖モ毎日平均四時間ヲ下ラス
演習旅行ノ間ト雖モ未タ嘗テ書籍ヲ放タレス以テ其知識
ヲ推スヘシ）書籍ニ依ル研究ノ外専門ノ學者ヲ召シテ疑
問ヲ拂ヒ教ヲ乞ハル從ツテ御帰朝後此ノ方官公署ノ訪問
（殊ニ演習出張中等ハ隨意隨時案内ヲ乞フテ情勢ヲ聴問
セラル）ハ勿論、平服ニテ選挙演説ノ席上ニ靴ヲ懷ロニ
シテ衆人ト伍シテ其ノ景況ヲ觀察セラルコトモアリ、三
井岩崎ノ大富豪ノ者共ヤ其ノ重役共等ト歡談セラル、コ
トモアレハ窮民窟ニ惠マレサル貧民ニ同情ノ涙ヲ搾ラレ
シ事モアリ大小ノ工場ニ經營者、發明者ノ苦心ヲ獎勵セ
ラル、ト共ニ職工ノ能率増進待遇改善ヲ言外ノ裡ニ指導
セラレ或ハ農村漁村ノ生活問題ヲ実地ニ就キテ觀察實視
セラル唯單ニ新聞紙上ニ謳歌スル形式上ノ御獎勵ニ非ル
ナリ蓋シ是レ皇族ハ國民諸般ノ階級職業等ニ抱ハレス公
正無辺ノ地位ニ卓立シテ公平ノ觀察ヲ遂ケサルヘカラサ
ルヘカラサルノ御信念及ヒ嘗テ少尉御任官時代カ時ノ陸

相上原勇作子ヨリ「日本ハ國民ノ内ニ偉ヒ者カ居レハ自
立カ出来マセウカ日本ノ國體ノ保持ハ殿下方皇族ノ方々
カ國民ノ先頭ニ立チテ外国人ト接觸シ縱令下手ナ外國話
ト雖自ラ話シテ日本ノ皇族ハ偉ヒ仲々喰ヘヌト云フ如ク
御自身方カ日本ノ皇室ノ威嚴ヲ外国人ニ御示シニナラネ
ハ難シクナリマシタソ」ト申上ケ非常ニ御嘉納ニナリシ
所ニテ爾來茲ニ廿余年其ノ覺悟ニテ今日マテ及ンタ次第
ナリ從ツテコノ意氣以テ御努力ニナリシ爲コソ彼ノ猛虎
ト稱セラルフ豪雄クレマンソー翁カ殿下ヲ平凡ノ若キ日
本ノ皇族ト輕視シ日本カ大戦中ニ火事泥ヲナセリトカ朝
鮮統治ノ失敗等ヲ列舉シテ日本ヲ攻撃シタル時敢然トシ
テ佛國ノ植民政策ノ失ヲ擧ケテ之ヲ反駁シ老雄ヲ一撃ノ
下ニ摧シカレタル意氣眞ニ藺相如ノ秦王ヲ服セシメタル
ニ比スヘク更ニ亦羅馬巴ニ使セラレテ儼乎タル態度凜乎
タル意志而モ和鼎愷梯威ト信トヲ滿廷ノ間ニ示サレテ同
國君臣ノ間ニ日本ノ國威ヲ如実ニ示サレ（武者小路大使
談）同國皇帝陛下及皇太子殿下ノ敬慕セラル、所トナレ
ル將亦近頃南京政府ノ特使タル王大楨カ蘇秦ノ弁ヲ以テ
殿下ノ言質ヲ握ラントスルトキ活殺自在毫モ彼ノ術中ニ
陥ラス而モ克ク彼レヲ捕束シ帰國後日本ニ恐ルヘキ人物

ニアリ一ハ某ニシテ一ハ東久邇宮ナリト歎セシメラレタル如キ皆平素ノ御蘊蓄ノ結果ニ外ナラス、

然レトモ此ノ「第一線ニ立チテノ」程ノ御活動ハ宮内當局ノ容レ得ル所トナラス各種ノ紛糾アリ昭和三年某月松平慶民氏カ晚餐ニ殿下ヲ御招待申上ケシ際陪席セル一木大臣ハ食後ノ閑談中「殿下方カ第一線ニ立チテ御働キニナル時ハ國家重大ナ時ニ限りマス」云々ト申上ケテ殿下ノ軍職以外ニ御活動ニナルヲ誠メ申上ケタリ是レ即チ當局（必スシモ之ニ限ラス猶他ニアリ）ハ皇族ハ臣下ノ者ノ御願ヒ申ス通りニ遊ハスヘキモノ：カ理想（原因ハ中世ヨリ來ル思想）ナリ（三年後ニ現在ノ非常時來ルトハ神ノミソ知ルヘキ乎 笑フニ堪ヘタリ）

勿論多數ノ陪賓アル席上ナレハ陛下ノ大臣ヲ恥シメラル、如キ殿下ニ非レハ微笑ノ裡ニ御聞流シニナリシモ席上ニ於テ臣下共ノ間ニ二三ノ議論アリシ

借問ス「重大ノ時機トハ誰カ決スルヤ」達觀先憂ノ大士ハ早ク知ルヘク平々凡々ノ徒ハ終ニ知り得サルヘシロシヤ皇帝ノ没落時大官連中ハ其前日マテ天下ノ大平ヲ皇帝ニ阿諛シテ居タテナイカ而モ没落カ來レハ皆逃ケ出シタ癖ニ更ニ讓リテ其ノ時期ハ決定シ得ルトスルモ「平素

ニ教養シ準備セラレスシテ有事ノ日ニ役ニ立ツヤ」否ヤ南朝ノ哀史之ヲ示シテ餘蘊ナキニアラスヤ小人ノ国ヲ誤ル昭々乎タラスヤ、加之此ノ問題ニ就キテハ既ニパリ御滯在中ニ当局カ御諒解申上ケタル事項ナリ今更掌ヲ繰スカ如キヲ許サル、殿下ニ非レハ大臣等ノ意見ニ何等ノ御頓着ナク御活動アリ從ツテ之ニ要スル一切ノ準備実施及ヒ其ノ趾仕末等ハ宮内系ノ官吏テハ思東ナク自分カ一切ヲ擔任シテ以テ御希望ノ行動ニ支障ナカラシメサルヘカラス……此間ニ於テ自分ノ立場ハ隨分苦心カアルケレト今更官吏安田トシテ上司ノ意見（公正ノ意見ナレハ勿論尊重スルニ吝ナラス然レトモ十中九ハ殿下ノ無私ナル御意見カ正シクシテ當局ノ情実利己的ノ意見カ誤ナリ：非常時來リタル所以）ニ盲從シ信ヲ殿下ニ失ヒ否々數年間ノ言責即チ信ヲ神明ニ失ヒ日本人安田タルノ面目ヲ墜スヘクモアラス、

右様ノ情勢ナレハ表面的ノ御職務ノ赫々タル（軍部ノ殆ント全部カ此ノ表面的ノ事績ニ眩惑シテ之レテ殿下ノ事ハ安心タトナシアリシナリ）ニ似ス内部テハ裏面ノ紛糾策動枚挙ニ遑ナキノ状態ナリキ而シテ夫ハ遂ニ殿下ヲシテ地方ニ赴任シ度シノ御意見ヲ発表セラル、結果トナレ

リ

此ノ件ニ就キテハ約一ケ年間人知レス苦辛ヲ經タリ聯
隊長室ニ於テ御肘ヲトランハカリノ有様ニテ御衷情ヲ
慰問スル鼓舞スル果ハ激論ニ至ル等眞ニ神ノミソ知ル

慘憺タル内部的自ラノ戰ナリシ

勿論之ニ依リテ「誠ニ結構ノ御思召トシテ之ヲ田舎ニ封
セントスルモノ」「地方赴任ハ宜シカラス」トノ意見ニ
二分セシカ結局ニ於テ前者ノ考ヘノ如ク実顯セリ自分ヨ
リ見ルニ此ノ御決心ニハ実ニ得モ言ヒ能ハサル或ルモノ
カアル：大局ヨリ見ル公的ノ影響ハ勿論○○○ノ關係ハ
更ナリ猶又更ニ深奥ナル殿下御自身ノ内部ニ於ケル○○
○○○、所謂台家ノ一念三千ノ理ト事ニテ由々敷大事ト
拝察セリ、

バリニ於テ御帰朝ニ先ツ某日自分ヲ召シテ「盟約ヲ求メ
ラル」其ノ言責ノ十分ノ一ニモ末ヲ実現セサル今日否々
自分トシテハ對殿下ノ問題テハナイ、天照大神ニ「此ノ
皇子ハ必ス皇室ノ力トナリ國ノ礎トモナルヘキ皇子ナリ
救ハセ給ヘ」ト祈願シタル：保証シタル方ナリ今之ヲシ
テ無爲ノ方ト成シ終ラセ申セハ何ノ顔アリテ神々ニ對ス
ヘキ、

然リ而シテ自分ニ對シテハ陸軍ノ當局ヨリ「貴官ノ將來
ノ大成上云々」ノ意ニテ殿下トノ御分袂ヲ宣言セラレタ
リ勿論官吏タル自分ハ一モ二モナク大命ニ従フヘシタ、
茲ニ於テ自分ハバリ以來或時ハ急ニ或時ハ徐々ニ決心シ
予想シ來タ自己ノ進退ヲ決スヘキ秋ニ到着シ太祖先ヲ想
ヒ両親ヲ想ヒ恩師故舊ヲ考ヘ家庭ヲ懷ヒ子供ヲ想ヒ男子
ノ情緒乱ル、モノアリ此儘軍人ノ將來ニ進ミテ更ニ更ニ
大ナル御奉公ヲ致スカ大義明分ニ就ク所以タト極論シ得
ヘシ（全部ノ人之ヲ訓ス）然リ而シテ斯クセハ同時ニ家
名ヲ顯揚シテ大孝ヲ全フスルヲ得ヘシ加之夫ハ全ク安全
ナル坦道ナリ、

自分ト雖明瞭ニ判断シ得ル事タ而シ自分ノ如キ特異ノ經
歷境遇ニテ体得シタ「日本人ノ精神」ヲ以テ踏ミ得ル道
ト爲スヘキトラウカ、自分ノ眼ニハ現在ノ日本カ上カラ
下マテ我々カ理想トスル天皇中心ノ皇國テハナイ様ニ見
エル殊ニ國家ノ柱石タル官界（軍部ノ一部ハ稍異ナル
モ）ノ状態ハ何ンタカ「生活ノタメノ勤務即役公殉私ノ
生活其モノテ固メテ居ル様タ能ク人ノ謂フ「其ノ間ニ伍
シ隱忍自重シ大成ノ後志ヲ天下ニ行フ」云々ハ一向ニ実
現セシテ皆ミイラ採リノミイラニ化スル計リノ様タ自

分ハ恥カシナカラ隨分此ノ最後ノ場合ニ於テ迷フタ併シ
結局自分自身ノ安心スル様ニ決スル外ナイ（此際天ノ啓
示ニ似タ亡母ノ教ヲ想起シタ）

「汝元來無一物日本人トシテ生ヲ稟ケタノテ官吏ニハ後
テ爲ツタノタ官吏ハ止メ得テモ日本人ハ止メラレヌソ日
本人テアルコトカ大事タソ、秩父宮殿下ノ御滯英カナカ
ツタラ今頃ハ如何ニナリ居ルソ、何故今更吉凶得失ナリ
考ヘアリヤ大義名分ナトノ人事ヲ評量シアリヤ神ニ對ス
ル誓ヲ忘レシヤ汝ヲ措キテ誰カ仁ヲ守リ得ルヤ汝自身カ
節ニ屈セハ一人ノ男子モ居ラサルニ至ラスヤ云々」トハ
結局ニ於ケル公案テ又答解テアツタ、

此間約三四ヶ月軍部ノ先輩（上原元帥、眞崎中將二三
ノ他ハ皆）故旧同僚ハ勿論部外ノ先輩清浦老伯倉富等
爵其他ヨリ熱誠懇篤ナル御忠告ヲ受ケ中ニハ數日晝夜
ヲ通シテノ御説得ヲ辱フシタルモ右ノ如キ有様ニテ自
分自身ノ安心カ出来ル外ニ致シ方ナク嘸ヤ頑迷度シ難
シト憐マシコトナランモ遂ニ
百千々に道はあれとも大神の

所任^{マケ}のまに／＼吾は行くなり ト其ノ道ノ難易ハ
分ラヌカ今ノ道ニ進ミ昭和五年八月一日ヲ以テ陸軍歩

兵中佐ノ中途テ予備役ニ編入セラレタ、

斯テ自分ハ死馬ノ骨トナリ首陽山ナラヌ東久邇宮殿下ノ
御仁慈ニ依リ悠々膝ヲ抱キ王陽明ノ所謂「之ヲ用ヒハ則
行キ舎レハ則チ休ム此身浩蕩虛身ヲ浮フ丈夫落々天地ヲ
掀カス豈束縛ヲ顧ミテ窮囚ノ如クナランヤ」ノ心膽ヲ練
ツテ居ル次第ナリ。（完）

〔付記〕

本史料の校閲には、生田享子・保坂裕興があつた。

解説にかえて

——「安田鏡之助関係文書」を利用するために——

一 「安田鏡之助関係文書」の伝来と目録編成について

本文書は、一九八九年三月と一九九〇年五月の二度にわたって、安田鏡之助の長男にあたる学習院大学名誉教授安田元久氏より受託した文書である。安田氏は家蔵の文書類を、家や家族にかかわる私的人格の濃い史料と、安田鏡之助が深く関わった一九三三年八月の神兵隊事件に連なる史料とに分け、後者を歴史研究のために公開したことがあった。学習院大学史料館が受託したのは、ほぼこの後者にあたる文書類である。

このような経緯からすると、文書名を「安田鏡之助神兵隊事件関係文書」とすべきだったかもしれない。がしかし、安田鏡之助は東久邇宮の御付武官をつとめ、同人の滞欧一件や満蒙統治問題などにも関わっていたため、本文書には皇族・上級軍人・官僚・政治家・知識人との交流の跡がきざまれている。本文書は、神兵隊事件に歩を進めていく安田の足跡であり、同時に、一九二〇年代から三〇年代における一皇族とそれをとりまく官僚・軍人たちの、思想と行動を映しだす鏡と言えるだろう。この意味で文書名は「安田鏡之助関係文書」とし、ここに目録を刊行することとした。

さて本文書は、安田家において大切に整理・保管されてきたのだが、一九六九年には竹山護夫氏、一九七六年には伊藤隆氏が整理と調査を手がけている。ともに文書の借用証やそれぞれに作成した目録などが残されており、文書群の原型維持につとめながら、何々関係と記した袋に入れたり、紐で括ったりして、整理を重ねてきたことがわかる。

学習院大学史料館では、本文書を整理し管理していくため、先の整理による文書のまとまりを重視して文書の小群を確定し、これにA・B・C……の記号を与え、さらに一文書ごとに番号を付けた。また、未着手分の文書小群も同様に処理し、すべての文書にA1やB2のように文書番号をつけて整理をした。文書小群は次のとおりである。参照されたい。

- A 「御親書」と記された封筒入りの東久邇宮書簡
- B 東久邇宮帰朝問題関係史料（伊藤隆氏目録収載分）
- C 「石原莞爾」と記された封筒入り書簡（Dより独立）
- D 「満州関係」と記された封筒入り文書類
- D' 福田雅太郎書簡（Dより独立）
- E 書簡類（他の書簡類から除かれたものか）
- F 「上原勇作」と記された封筒入りの書簡
- G 神兵隊事件関係史料（伊藤隆氏作成目録収載分）
- G' 神兵隊事件関係史料補遺
- H 東久邇宮帰朝問題関係史料（Bにつながる文書小群か）
- I 東久邇宮帰朝問題に関する書簡写

S 写真帳

以上、一九八九年三月受託分

T 履歴史料、および官位などの叙任文書

以上、一九九〇年五月受託分

この目録では、文書小群や内容の事案を手がかりとし、また利用の便を考慮し、六つの主題項目を立てて文書を配列した。主題項目内では文書小群をできる限り保持し、かつ年代順に配列した。そしてこの配列順に通し番号をつけ、目録番号とした。以上のような方針で目録編成をした結果、収録した文書は二五二件にのぼった。

二 主題分類項目ごとの史料について

一、安田鏡之助の私的文書（履歴史料・福田雅太郎書簡ほか）、および著作など

ここには、任官・叙位・叙勲などのいわゆる履歴史料や私的性情の濃い書簡類（福田雅太郎書簡）、および著作類などをまとめて、安田個人の経歴や思想などについて知ることができるようにした。

安田鏡之助は、一八八九（明治二二）年一二月、熊本の土族の家に生まれ、熊本幼年学校、中央幼年学校、陸軍士官学校で勉学をつみ、一九一〇（明治四三）年一二月、歩兵少尉に任官し、さらに陸軍大学校へ進んだ（一九一八年卒業、第三〇期）エリートコースの陸軍軍人である。その後、皇族附武官として東久邇宮についてフランスで過ごし、一九二七（昭和二）年一月に帰国してからは陸軍中佐に昇進し、一九三〇年八月、依頼免官、豫備役編入となる。このうち、一九三三（昭和八）年七月一〇日にはいわゆる神兵隊事件で検挙され、一九三五年に結審した予審で内乱罪

の適用をとわれた。一九四一（昭和一六）年三月、大審院の結審で殺人予備罪と放火予備罪が適用されたものの、他の被告とともに「情状ニ因リ刑ヲ免除」されている。

安田のこのような道のりは、本文書全体を通してさらに解明されねばならない。その際の基本史料として、史料の部には安田鍬之助著『断腸秘録』（目録番号二八）の全文を掲載した。この書は、安田が東久邇宮に奉仕している間の体験と思索を、自らの精神に貫徹している一大秘事として著した手記であり、すなわち皇道政治の実現をめざすにいたる安田の思想的営為がつけられていると見ることができるといえる。なお本書は、長男元久氏が中学二年（一九三二年）の頃、父鍬之助の校閲を経ながら清書したものであり、他に原本・写本は存在しない。これを端緒として本格的な研究がなされることを待ちたい。

またこの項には、安田鍬之助の妻シノ子の父福田雅太郎からの書簡五件も収録した。福田雅太郎は、一八六六（慶応二）年長崎県東彼杵郡大村に生まれ、一八九三（明治二六）年陸軍大学校卒業、一九一一（明治四四）年陸軍少将・歩兵第二四旅団長、一九二一（大正一〇）年五月台湾軍司令官、同年一二月陸軍大将となった。一九二三（大正一二）年八月軍事参議官に転補されて帰京し、同年の関東大震災に際して戒厳司令官をつとめたことでも知られている。なお、福田雅太郎については黒板勝美『福田大将伝』（福田大将伝記刊行会、一九三七年）がある。

安田鍬之助が渡仏していた一九二三年から一九二七（昭和二）年までの間、シノ子と子供たちは福田家に身を寄せていた。そしてこの間、福田はこれらの書簡によって在仏の鍬之助にシノ子たちの様子や国内情勢などを伝えていたのである。

末尾となったが、安田鍬之助と神兵隊事件に関しては、安田元久著『駘馬の道草——大正末期・昭和初期の激動と前半生の自伝——』（吉川弘文館、一九八九年）と、伊藤隆「神兵隊事件と安田鍬之助」（『日本歴史』五〇〇号、一九九〇年）がある。ぜひとも参照いただきたい。

二、東久邇宮帰朝問題関係文書

一九二〇（大正九）年に渡仏した東久邇宮は、留学先のパリ陸軍大学を終えたのち四回にわたって帰朝延期をした。一九二六（大正一五）年には宮内省当局や皇族らが本格的に帰朝要請を繰り広げ、大正天皇死去後の一九二七（昭和二年）一月に帰朝して収束する。ここに収録したのは、この件に際して東久邇宮付武官安田鍬之助が発受・書写した書簡・暗号電報など九四件である。

この帰朝問題の経緯は、史料の部に全文を収載した安田鍬之助手記『断腸秘録』（目録番号二八）にまとめられている。とりわけ、一九二五年頃における東久邇宮と内務省・宮内省間の情報網の図（六五頁）は、本件がどのような関係の枠組の中で展開していたのか、また安田がどのような位置にあったのかを簡明に示している。

三、上原勇作書簡

ここに収録したのは、一九二〇年代後半、千葉県一ノ宮復如庵で転地静養していた上原勇作からの来簡一四件である。

上原勇作は、一八五六（安政三）年日向国都城（現宮崎県都城市）に生まれ、陸軍士官学校を卒業したのは工兵小尉となりフランスに留学して工兵学を学んでいる。陸士教官・参謀本部員などをつとめた後、日露戦争では第四軍参謀長、一九一二（明治四五）年には陸軍大臣となる。また、日露戦争後は陸軍中将・男爵、一九一五年には大将に就任し参謀総長をつとめ、さらに一九二二（大正一〇）年、元帥・子爵となった人物である。

上原は、一九二四年一月、清浦奎吾内閣の陸相に福田雅太郎（安田鍬之助義父）を推した。これは実現しなかったが、以後薩派系軍人・政治家をひきいて反長州・親皇族の派閥を形成していく。本書簡でも、安田を通じて東久邇宮

と政策論議をしていたことが窺える。

また、上原勇作関係文書研究会編『上原勇作関係文書』（東京大学出版会、一九七六年）には安田鏡之助や福田雅太郎の書簡が収録されている。本書簡と照合し、関係解明が進められていくことが期待される。なお、元帥上原勇作伝記刊行会編『元帥上原勇作伝』上・下巻（元帥上原勇作伝記刊行会編、一九三八年）がある。

四、石原莞爾——滿州事変関係文書

ここには滿州事変（一九三二年九月）前後の石原莞爾らの書簡など、一二件を収録した。いずれも「滿州関係」（文書番号D）と記された当時の封筒に入っていたものである。

一九三〇（昭和五）年八月から歩兵第五旅団長をつとめていた東久邇宮には、安田を通じて各方面から滿蒙問題についての意見・情報が寄せられていた。とりわけ、滿州事変前に、関東軍参謀（作戦主任）として旅順に赴任していた石原莞爾が、滿蒙問題を根本的に解決する力は東久邇宮のほかにないとし、参謀本部第一部長になってもらう準備のため、安田に来滿要請をした書簡（目録番号一七五）は、この事情をよく物語る。

五、東久邇宮書簡

東久邇宮から安田鏡之助に宛てられた親書、一五点である。いずれも「御親書」と記された封筒入り、用紙は「東久邇宮」名か「陸軍」名入りの用箋であり、本文は東久邇宮自筆である。滿州事変後の情勢、荒木貞夫陸軍大臣就任などへの言及などからして、おそらくは一九三一（昭和六）年後半より一九三三年七月の神兵隊事件以前のものと推察される。

安田鏡之助はすでに皇族付武官をはなれて予備役になっていたが、本書簡では夕食会の日程調整や所用の代行など

を命じられており、東久邇宮の秘書的役割をはたしていたことが窺える。また目録番号一九六・一九七・一九八の書簡では、満蒙を完全に日本の領土にすべきとする東久邇宮の見解が開示されている。

六、神兵隊事件関係史料

ここには、神兵隊事件の裁判史料を中心として、新聞の関係記事を張り付けたノート類や皇道主義に関わる冊子、講演筆記録など五〇件をおさめた。

神兵隊事件は、一九三三（昭和八）年七月に発覚、検挙された、皇道政治の実現をめざしたクーデターの未遂事件である。安田鍬之助は、天野辰夫・前田虎雄らとともに中心的存在となり、斎藤実を首班とする挙国一致内閣を打破したのち、東久邇宮内閣、あるいは皇族が連立する皇族総出内閣の実現を企図していた。彼らは自らを「神兵」とよび、神兵隊による破壊行動と、具体的な建設活動の計画をもっており、①皇道による国民教育の徹底強化、②政治の道義化と機構の簡易化、③金融機関の国営化、④重要産業の民業的公営化、⑤自治体の政治的・経済的権能の拡大充実、⑥国策遂行に必要な皇軍の充実強化、⑦皇道に立つ積極外交の強行（『皇国更生方案大綱』）を主張した。

検挙後、安田らは殺人予備・放火予備・爆発物取締罰則違反罪の疑いで東京刑事地方裁判所で審理されたが、一九三五年九月の結審（豫審判事吉本栄一）で内乱予備罪の適用を問われ、大審院第一特別刑事部で公判がおこなわれることになった。しかし一九四一（昭和一六）年三月、内乱予備罪は適用されず、殺人予備・放火予備罪が適用され、且つ刑を免除された。

この間、安田らは不当検挙として抗議を続け（目録番号二四一・二四二）、また豫審判事、さらには大審院判事への忌避申し立て（二四〇・二四六・二四七）などをおこない公判戦を争ったが、一方では天野派の片岡駿らが『報告書 神兵隊の告り直しと其精神』（二四四）を発行し、前田派を「非告り直し組」として批判して分裂していった。

神兵隊事件については、安田元久氏前掲書と伊藤隆氏前掲論文のほか、『天野辰夫外五十八名に対する殺人放火予備等被告事件予審終結決定』（司法省刑事事局編『思想研究資料』特輯二三、東洋文化社、一九七六年）、堀真清「神兵隊事件と『北・西田派』の本質的一面」（『西南学院大学法学論集』一五―三・四）、大島美津子「神兵隊事件」（『日本政治裁判史録』昭和後、第一法規出版、一九七〇年）がある。

（文責 保坂裕興）

付記 本文書をご寄託くださった安田元久氏には、全文書の日録化と『断腸秘録』の翻刻をご快諾いただくとともに、貴重なご助言をいただいた。ここに記し、あつく御礼を申し上げます。

安田鍊之助関係文書

学習院大学史料館所蔵史料目録 第10号

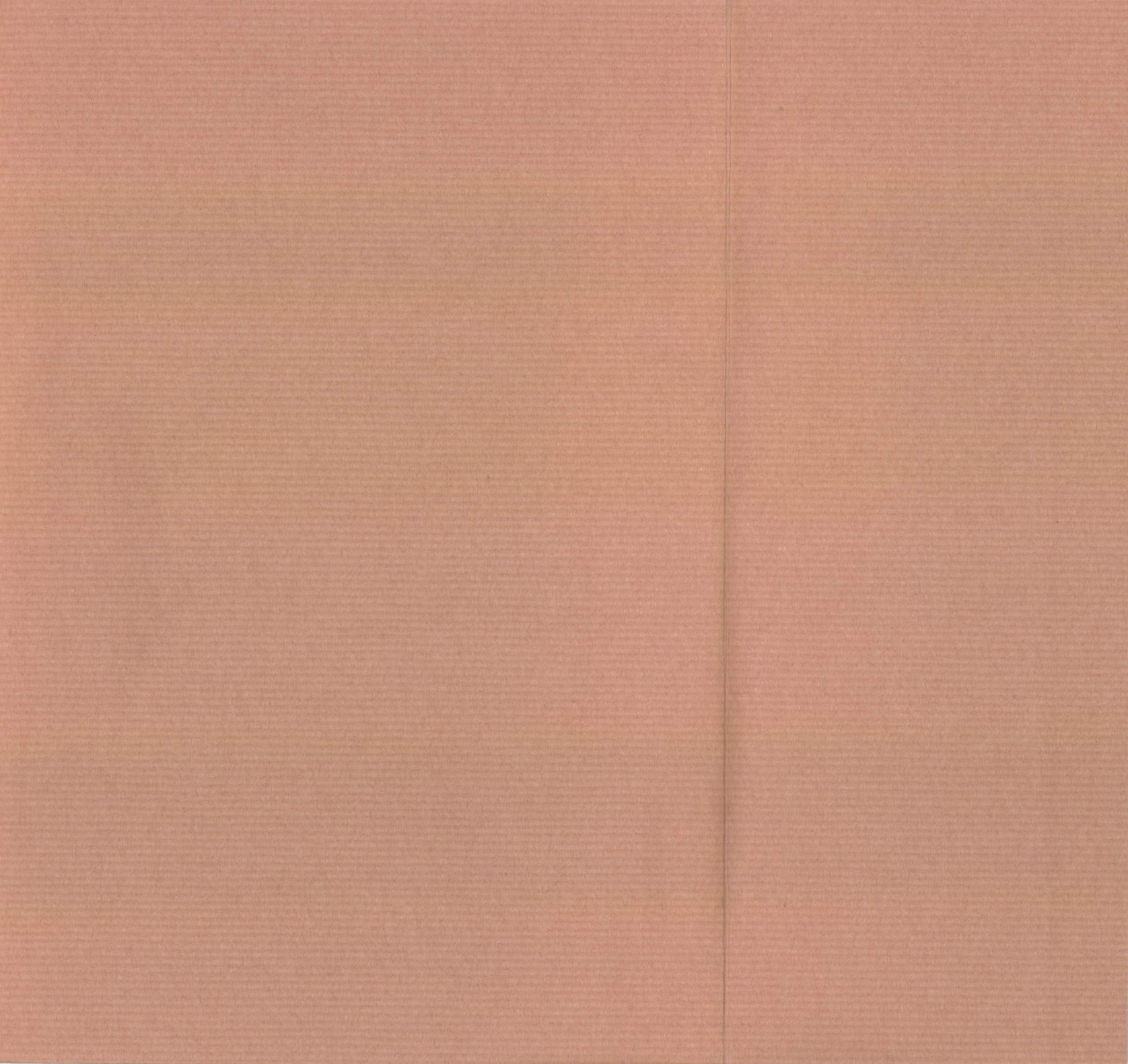
平成2年3月25日発行

発行者 学習院大学史料館

代表者 柳田節子

東京都豊島区目白1-5-1 〒171

(電話)03-3986-0221 <内線>569



学習院大学史料館所蔵史料目録

第十号

安田鍬之助関係文書

